

信義も、乃至は恭儉も博愛も、凡そ勅語に仰せられし諸徳目は、苟くもみな之れ天地の公道、人倫の規範である限り、過去、現在、未來は勿論、世界何れの國家に實施しやうとも、決して不合理のない所謂普遍妥當性を有する一大教訓である。されば今や英、米、佛、伊等の歐米先進國は、何れも我が國の教育勅語を夫々自國の國語に翻譯し、以て此の勅語の御聖旨をその國民間に普及してゐると云ふ有様である。

【同題】 一、教育に關する勅語中の「之ヲ古今ニ通シテ罷ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」の意義を説明せよ。(三十四回)

一、教育に關する勅語中の「之ヲ古今ニ通シテ罷ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」を説明し之につきて感ずる所を述べよ。(五十八回)

第四節 第三分節の解釋

朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ成其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

【字解】 「拳々」兩手で物を捧げる貌を云ふ。

「服膺」胸の邊りに着けること。

故に「拳々服膺」とは兩手にて物を大切に持つて胸に着ける様に、謹んで遵奉又は奉體することである。

「成」は「皆」に同じく 陛下も臣民もみな一所にと云ふ義。

「徳」は勅語第二段に御示し遊ばされたる「父母ニ孝ニ」以下の諸徳。

「一ニス」陛下も臣民も相共に實踐躬行して同一の徳を得る事。

「庶幾フ」は「コヒネガフ」と讀みて希望の意。

【解釋】 謹んで按ずるに本文は、此の勅語を實行するに際して、明治天皇の御態度又は御希望を御漏らし遊ばされたものである。即ち

「朕は汝等臣民と相共に斯の道を實踐躬行して、そして其の徳を同一にしたいものであると思ふ」との御意である。

かくの如く 明治天皇には人民に御率先遊ばして、斯の道を御實行遊ばされ、以てその範を我等臣民に御授けに相成つたのであるが、先帝陛下又 明治天皇の御遺志を

御繼承あらせられ、更に 今上天皇陛下にも現に御實行遊ばれつゝあるのである。而して斯の道の淵源する所は實に、皇祖皇宗の御遺訓である。此の御遺訓を奉體して歴代の天皇は人民に御仁政を施し給ひ、人民も亦皇祖皇宗の御遺訓を遵守して代々忠君の誠を盡して來た。之を要するに臣民の守り行ふべき道徳は、天皇之を守り給ひ、天皇の守り給へる道徳は臣民も共に守つて來た。此の故に外國に於てはいざ知らず我が國に於ては、君徳は即ち臣徳、臣道は即ち君道と相一致するのである。即ち君民一徳の美風とは之れを云ふのであつて、此の點は又我が國體の特色の一つである。嗚呼、世界に國と云ふ國は多く、君主と云ふ君主は非常に多いけれども我が國の如く一天萬乘の君主がその國民と共に祖宗の遺訓を遵奉し且つ之を率先して實踐躬行せん事を御誓ひ遊ばし、而かもその相及ばざるを之れ恐るゝ聖天子が世界果して何所にかあらせらるゝであらう。

明治天皇の御製に

國民は一つ心に守りけり

遠つみちやの神の教へを

と、之れ長くも國民全體が一心同體となつて祖宗の御遺訓を遵守し奉まつりし事を、お喜び遊ばされたいとも有難い御製である。

されば我等臣民たるもの、日夜此の勅語の御精神を奉體して、斯の道の實行につとめ、以て優渥なる御聖旨の萬一にも御答へ申上げねば誠に相すまぬ次第である。

【附題】 一、教育に関する勅語中の「成其ノ徳ヲ一ニセント」の意義を説明し且つ之に就きて感ずる所を述べよ。(三十一回)

二、教育に関する勅語中の「朕爾臣民ト俱ニ學々服膺シテ成其徳ヲ一ニセムコトヲ庶幾フ」の意義を説明せよ。(五十四回)

第五節 第三段總括

以上簡單乍ら勅語第三段の御講解を終つたから、左に其の御聖旨の存する所を御要約申し上げることにする。

「孝、友、和、信以下の諸徳即ち斯道は實に我が御先祖の方々の御遺訓であるから朕の子孫は勿論、汝等一般臣民の子孫も皆共に遵守しなければならないものである。併て斯の道は又時の古今を問はず、所の東西を論せず、苟しくも人間である限り、何れの時代何れの國家に於ても、決して矛盾し衝突する様なものではなく、立派に適用し得らるる天地の公道、人類の大典である。ついでには朕も今後汝等臣民と相共に斯の道をよく守つて、皆々其の徳を同一にしたいものである。」と

第五章 教育勅語と國民道德との關係

〔一〕序説 教育勅語と國民道德との關係を明瞭にするには、先づ其の前提として國民道德そのもの意義・概念を明かにしなければならぬ。さて

〔二〕國民道德の意義 については今日諸學者の間に、多少學說上の相違がある様であるけれ共、之を大別すれば、廣狹の二義に歸着する、即ち一は國民特有の道德を以て國民道德なりと解するものにして、他は廣く國民として守り行ふべき道德なりと解するものである。而して前者の如く國民道德の意義を以て、國民特有の道德なりとすれば、それは云ふまでもなくその國のみにおいて、他國には全然なき道德の義となり、我が國について云へば、忠孝一致、祖先崇拜乃至は忠君愛國の一致等の諸徳を指すこととなる。然るに之に反して後者の如く、國民として必ず守り行ふべき道德の義とせば、それは、忠義、孝行は固より、祖先崇拜も、忠君愛國も、其他、信義、博愛、公益

世務等一切の道德皆悉く之を包含する極めて廣汎なる義となる。而して吾人は今本書に於て、國民道德の意義を以て後者の如く廣義に解し

「凡そ國民として必ず守り行ふべき道德の全部なり」

とし、更に忠孝一致、祖先崇拜乃至は忠君愛國の一致等を以てその特色なりと解し様と思ふ。

〔三〕教育勅語と國民道德との關係 續つて「教育に関する勅語」について考ふるに之れは既に屢々説明せし所の如く、明治天皇が上は遠く皇祖皇宗の御遺訓に溯らせ給ひ、下は我等一般國民の安寧幸福を御軫念あらせられ、畏くも當時の御事情よりして御下賜遊ばされたもので、そは云ふまでもなく、我等日本國民の日夕實踐躬行すべき所謂國民道德の大本規範乃至はその標準を御示し遊ばされたものである。されば我等日本國民たるもの、真に此の勅語に示させ給へる諸徳を實踐躬行して少しも誤る所なくんば、そは獨り天皇陛下の大御心に添ひ奉つて、忠義の臣となるばかりでなく同時

に又我等の父母及祖先に對しても、此の上なき孝道を完うする事となり、此所に所謂我が國民道德中の中心眼目たる「忠孝一致」の美風は最も遺憾なく實現せられ、凡そ日本國民として、一點の申分もなき、所謂「よい日本人」となり得るのである。之を要するに、吾人は「教育に関する勅語」を以て、實に我等日本國民として將に日常踐み行ふべき國民道德の大本又は綱領を、最も具體的に表現されたものだ、と、拜察し奉るものである。

【補】 國民道德の意義に関する諸學者の説

- 一、井上哲次郎氏「國民道德とは國民に特有なる道德である。(著訂國民道德概論)
- 二、深作安文氏「國民道德とは或る國民の特に長せる道德なり。(哲學大辭書)
- 三、耳理章三郎氏「國民道德とは國民の守り行ふべき道德即ち國家組織を成せる人として守り行ふべき道德を云ふ。(國民道德三論)
- 四、吉田兼次氏、國民道德とは國民として守るべき道德の全部を意味する。(國民道德の意義)

【補】 國民道德の特質 (前略) 國民道德には三つの特質がある。そして教育に關する勸諭には明かにこの三つの特質が見られる。その第一は、國民道德は國民生活を本として體系を立てた道德といふことである。勸諭は「爾臣民」と親しく我等臣民を呼びかけて下し賜つた御教へであつて、終始我が國民を對象として、その生活の諸方面に渡り、道德の規範を立てられたものである。故に「父母ニ孝ニ」「兄弟ニ友」なるも「智能ヲ啓發」するも「徳器ヲ成就」するも、すべて我が國民としての立場から行ふべきものであつて、勸諭中の各徳目はみな我が國民生活を本として、一體の組織を爲せるものとして解すべきものと信ずる。

國民道德の第二の特質は、國性を本として特殊の體系を有する道德と云ふ事であるが、勸諭は國史によつて、國體の精華を明かにし教育の淵源を此所に取つて國民諸般の道德を示されたものである。故に勸諭の各徳目は世界に比類のない我が特異の國性を本としたものであつて忠と云ひ、孝と云ふも、みな我國特殊の意義を有するもので、他國の忠孝と同一律に見ることは出来ない。恭儉博愛等の徳も、特殊の性質を有する我が國民に依つて行はれ、特殊の道德體系を成せるものとして解すべきものと信ずる。

國民道德の第三の特質は、我が國民固有の承繼道德を本として、更に之を精練發展せしめた道德と云ふことである。勸諭に御示しになつた道は、「實ニ我カ皇祖皇宗」の遺訓と宣ひ、又「爾祖先ノ遺風」として、我が國固有の承繼道德たることを明かにせられてある。故に勸諭の各徳目は之を我が國固有の道德の發展の歴史に求めて始めて、その意義を會得することが出来るものと信ずる。

そして勸諭には「世々厥ノ美ヲ濟セル」又「遺風ヲ顯彰スル」と仰せられてある。我等は單に古來の道德を承繼するに止らないで、之を精練發展して益々その美を發揚しなければならぬ。此の他、勸諭に我が國家肇造の規模が宏遠で、其の組織が君民一體の道德關係によつて成れる事を明かにせられたる國民教育の理想が、我が國體に本づく道德に存することを明かにせられたる、此の固有にして且つ特有な道德を其の原理から見ると絶對普遍で、古今中外に通じて變り替ることがないと云ふ事を明かにせられたるなど、皆我が國民道德の上から最も意を用ふべき所である。勸諭の理義は深遠で容易に窺ひ知る事は出来ないけれども、その我が國民道德の典型として、永遠に光輝ある所以は、けだし此等の處に存する。(國民道德三編第十章教育に關する

【問題】 一、國民道徳の意義を問ふ。(三十四)

一、教育に關する勸励と國民道徳との關係を論ぜよ。(三十三)

一、我が國民道徳の特質を論ぜよ。(三十六)

第二編 戊申詔書謹解

第二編 戊申詔書謹解

第二編 戊申詔書謹解

第一章 序 説

第一節 戊申詔書とは何ぞや

〔一〕意義 戊申詔書とは、明治四十一年十月十三日長くも、明治天皇より當時の時勢上特に一般國民の心得ふべき事項を御教示遊ばされたる詔書である。而して此の詔書を「戊申詔書」と申し奉るは、蓋しその發布せられた年が恰かも戊申即ち「ツチノヘサル」であつたからである。さて

〔二〕詔書の「詔」とは御言宣にて「書」とは書きものもの義である。故に詔書とは御言宣の書物即ち御文で勅旨を宣り語り給ふ所のものである。尙ほ此の詔書と云ふ

文字の出所は、明治四十年二月一日發布の勅令第六號の公式令に基くものであるが、同令第一條に

皇室ノ大事ヲ宣告シ及大權ノ施行ニ關スル勅旨ヲ宣告スルハ別段ノ形式ニ依ルモノヲ除クノ外詔書ヲ以テス

詔書ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ其ノ皇室ノ大事ニ關スルモノニハ宮内大臣年月日ヲ記入シ内閣總理大臣ト俱ニ之ニ副署ス其ノ大權ノ施行ニ關スルモノニハ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務各大臣ト俱ニ副署ス

とある。而して戊申詔書はこの公式令の後段即ち大權の施行に關して勅旨を發布せられたもので、結局明治天皇が國家統治の大權を御實行遊ばさるゝについて特に御必要なりとの御思召に依つて御言宣らせ給へるものであらうと思ふ。次に注意すべきは

〔三〕詔書、勅書及勅語の區別 である。元來此の三者は何れも均しく勅旨であつて通俗的には 詔勅又は勅語と云ひ、古へは「ミコトノヲ」又は「オホミコトノヲ」と稱し、その間何等の區別を設けず、三者全く相混用されてゐたのであるが、支那に

ては唐制模倣時代に始めて詔勅の制を立て、我が國に於ては、大寶令義解詔書式の註に見え、更に明治四十年二月一日の勅令第六號公式令に至つて、其所に嚴然と越ゆべからざる區別が設けられたのである。即ち

〔イ〕詔書 は既に前述せし所の如く公式令第一條の「皇室ノ大事ヲ宣告シ、大權ノ施行ニ關スル勅旨ヲ宣告スルハ別段ノ形式ニヨルモノヲ除ク外、詔書ヲ以テス」とある。即ち詔書は（一）皇室の御大事と（二）大權の施行とに關し、特に宣誥する事を必要とせらるゝ場合に限りにて喚發せらるゝものであることを知るべきである。さて

皇室の御大事とは

- 1、踐祚
- 2、即位
- 3、立后、立太子及立太孫
- 4、攝政

その他皇室典範中に規定されたるものであり、
大權の施行に關するものとは、所謂憲法上の大權で、

- 1、法律の裁可、公布、執行
- 2、帝國議會の開會、閉會停會及衆議院の解散
- 3、緊急勅令
- 4、命令を發し又は發せしむる場合
- 5、行政各部の官制及文武官の俸給を定め又はそれを任免する場合
- 6、陸海軍の統率、編制及常備兵額
- 7、宣戰、講和及條約締結
- 8、戒嚴令の宣告
- 9、爵位、勳章、其他の榮典を授與する場合
- 10、大赦、特赦、減刑及復權

11、財政上必要なる緊急處分をなす場合

等であつて之等は何れも文書を以て宣誥せらるべき定めである。次に

〔ロ〕勅書は公式令第二條に「文書ニ由リ發スル勅旨ニシテ宣誥セラルモノハ別段ノ形式ニ依ルモノヲ除ク外勅書ヲ以テス

勅書ニハ親署ノ後御璽ヲ給シ其ノ皇室ノ事務ニ關スルモノニハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス其ノ國務大臣ノ職務ニ關スルモノニハ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス」とあつて前者と同じく文書に依る勅旨ではあるが、前者の宣誥することを以て本體とするに對し、後者は宣誥せざるを以て其の特長とする。最後に

〔ハ〕勅語はその勅旨たる點に於ては前二者と同一であるが、前二者が共に文書に依り國務大臣又は宮内大臣の副署を以て其の要件とするに反し、勅語は元來その字義の如く、言語を以て發せらるべきものであるから、従つて一定の形式即ち親署、御璽、年月日の記入其他國務大臣又は宮内大臣等の副署は全然ない。例へば開院式

の勅語、朝見式の勅語等がそれである。故に文章上の記載は全く御便宜上の御事である。但し彼の「教育に関する勅語」は例外で、その形式殆んど勅書と同一である。蓋しそれは國家最高の勅旨で而かもその内容が實に千古不磨の一大經典であるからであらう。

之を要するに勅書、詔書及勅語の三者は各々其の形式上に於て異なる所があるけれども、固よりその内容精神等に至つては、みな均しく、陛下の御聖旨であるから、凡そ國民たるもの、隨んで遵奉すべきは云ふまでもない。

第二節 戊申詔書發布の由來

隨んで按ずるに、戊申詔書發布の由來も、亦前述せし「教育に関する勅語」と同じく、當時の國情即ち社會的事情によるのである。そもく明治三十七、八年の戦役は實に我が國未曾有の大戦役で、之れが爲め我が國は、九萬三千の人命と、十五億圓餘

の軍費とを以て國家の大運命を決したのであつたが、幸にも武力の戦争には大勝利を得たが、併し之が爲め我が國の地位俄かに上がり、一躍世界一等國の班に列し、内外共に頗る國家多事の秋となつた。然かるに一方國民の現實的生活を顧みるに、國民みな戦勝の餘弊に流れ、人心漸く弛み世道又荒怠の相ひ悲しむべき状態に墮した。即ち國民の思想生活は奢侈遊惰に流れ虚榮に傾き、眞に一等國民としての資格なき有様となつた。誠に當時の御製

ともすれば浮き立ち易き世の人の

心の塵を如何で拂らはん

を拜誦するとき、如何に我等は當時の我が國民の氣風が荒廢の極地に達してゐたか、窺はれるやう。かくて明治天皇痛く大御心を惱し給ひ、長くも皇祖皇宗の御遺訓と且つ世界の大勢とに鑑み給ひて、茲に吾等一般國民の將に勸ふべき所を論じ遊ばされたのが、即ち此の申戊詔書である。

【補】 戊申詔書の来由 明治十五年一月四日陸海軍人に賜はりし勅諭は、日本軍人の教育の大方針にして、次に明治二十三年十月三十日、教育社會に下されし勅語は我が教育社會の一般に奉すべき教育の大方針である。かくて文と武との二つの重大なる範圍は、各々その大方針を得、軍人教育と國民教育とは皆その向ふ所を確定せり。此の二者は或る一定の範圍に賜はりしものなりと雖も、此の戊申詔書に至りては國民一般に賜はりし詔勅なり。蓋し此の詔書は我が日本が明治初年以來既に四十一年その間、非常の大變化を示し特に最近に於て日本國民に取りて重大事件なりし日露戦争の後、爰に歐米諸國との關係一變し來りしより、此の新機運に對する大方針を來し、以て戦後の實際事情に對する一大覺悟を悟し給へるものと拜察すべきなり。
(官學大辭書)

第三節 戊申詔書の本文と段落並に其の大意

第一段

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ

爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ悌シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス

【大意】 謹んで按ずるに、此の一段は現今世界の大勢と且つ之れに對する、明治天皇の御希望及御所存とを述べさせ給へるものである。即ち現今世界の文明は日に月に進歩し、東西彼此の國々は互に相往來し相依頼し以て共に、事を成就しつつ、文明の福利を享有してゐる。故に今後は益々國際上の交誼を修め、友義を厚くし以て其れ等の列國と相共に永遠に文明の慶福を得んことを希望するとの御意である。

第二段

願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戦後日尙淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相賊メ自疆息マサルヘシ

【大意】 謹んで按ずるに、此の一段は實に本詔書中の中心骨髄である。即ち文明の惠澤を享くるには先づその素地として、國運の發展を必要とし、更にその國運を發展

するには如何なる方法によるべきか、と云ふ所謂國運發展の道を具體的に御説き遊ばされたものである。

第三段

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ洋禍ノ賊ヲ輪テハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ

【大意】 謹んで按ずるに、此の一段は前段のそれを受けて、國運發展の方法を講ずるについては、その根本を忘るべからざることを仰せられてある。即ち國運發展の根本は(一)御祖宗の御遺訓と(二)國史の成跡とにあることを論じ遊ばされたものである。

第四段

朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

【大意】 謹んで按ずるに、此の一段は本詔書の結論とも申し上ぐべき部分で、畢竟臣民の協力翼賛に依頼して、益々明治維新の大計劃を擴張し、依て以て御祖宗の御遺徳を御發揚遊ばされんとの大御心を述べさせ給へるものである。

第二章 第一段謹解

第一節 概説及區分

詔書第一段は「朕惟フニ」より「永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス」に至るまでであるが、今説明の便宜上次の二分節として順次御謹解申し上げやうと思ふ。

詔書第一段

一、朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス

二、朕ハ愛ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ悖シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス

第二節 第一分節の解釋

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス

【字解】「朕惟フ」とは既に勅語の際にも説明せし如く、「朕」とは天皇の御自稱。

「惟フ」とは深く思ひめぐらすこと。

「方今」は「現今」、「現在」又は「唯今」の義。

「人文」とは簡単に云へば「文明開化」の義、即ち精神的並に物質的兩方面に亘つて文明國民の産出したる全文化財をいふ。

「日ニ就リ月ニ將ミ」は日々に成就し月々に進歩すること、蓋し「就」は「成」にして、「將」は「進」なり、その語源は詩經に見ゆ。

「東西相倚リ」は東洋の國々と西洋の國々とが互にたよりすがつてと云ふ義。

「彼此相濟シ」とは「彼」は彼の國にて外國特に「西洋の國々」であり、「此」は此の

國にて「我が國」のこと、「相濟シ」とは相互に助け合ふこと。

「福利」とは幸福利益のこと。

「共ニス」とは同一にする義。

【解釋】 讀んで按ずるに、節文は詔書冒頭の御言葉で、茲に 明治天皇は先づ我等一般臣民に對して、現今世界の大事について御説き遊ばされたのである。即ち

「朕がよくよく考へて見るに、今や世界の文明は日進月歩の有様であり、又我が國と外國とは互により縫がり、助け合つて即ち共存共榮してそしてそれより生ずる幸福利益を互に享け合つてゐる」

と云ふ御意である。げにや現今世界の大事は、誠に素破らしい勢を以てすゝみ殆んどその究極する所を知らないと云ふ有様である。之を今五六十年の昔と比較せんか、殆んど隔世の觀がある。思ふに往昔は電信電話は勿論、汽車汽船の便なく、學校、病院、圖書館等の設けなく、其他新聞雜誌の刊行、飛行機、飛行船、ラヂオ等の利器に

至つては夢想だにするを得なかつた。然るに今は之等の諸機關悉く兼ね備はり、各々その精を竭くし微を極めいやが上にも、至善至美を相競はんとしてゐる。加之如斯文明の進歩は、一度一國に於て發見し發明せらるれば、それは數日にして忽ち全世界に波及し、各國は均しくその恩恵即ち幸福及利益を享有しつゝあるのである。而してかゝる進歩發達は獨り、交通機關のみではない。政治、教育、殖産、興業等に至るまで全く同様である。例へば蘇格蘭人ワット蒸氣機關を發明すれば、米國のフルトン之を船舶に應用して汽船を造くり、又米國人モールス始めて電信機を發明すれば、伊太利のマルコニーは更に百尺竿頭一步をすゝめて無線電信を發明したるが如く世界の各國各國民相競ひて考究し、其の進歩を圖ると共に、東西の文明相融通して、以てその福利を共にしてゐる。之れ實に今日世界に於ける人類生活の大勢である。

【問題】 一、戊申詔書中の「方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス」の意義を説明せよ。(四十七回)

第三節 第二分節の解釋

朕ハ愛ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ悖シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス

【字解】「愛ニ」は此の場合に於ての義。

「益々」は「愈々」又は「尙ほ一層」と云ふ事。

「國交」とは國と國との交際即ち國際のこと。

「修メ」は「修理」又は「整理」する義でよくすること。

「友義」は朋友間のよしみ、即ち信義と愛情とを以て相交ること。

「悖シ」は「厚ク」すること、即ち親密にすること。

「列國」とは立ち並ぶ世界の國々。

「慶」とは慶福即ちよろこびの義。

「頼ラムコトヲ期ス」は依頼せんと思ふ、「期ス」は期待すること。

【解釋】本節は前節を受けて、明治天皇が「修交」と且つ「悖義」の必要を説かせ給へるものである。即ちその大意は

「朕は此の時、此の場合に於て、勿論之れまでとても世界各國とは、或は條約を結び或は同盟等をなして、相互に仲よく睦まじく交つては來たが、尙ほ一層それ等の國々と親交を結び、親愛と且つ信義とを以て相交り將來長く、文明の惠福を共にしたるものである」

との御意である。さて此の詔書御發布當時の我が國は諸外國との交際も頗る完全圓滿に行れてゐた。然るに明治天皇には長くも、尙ほ更に一層國交を御修理せられんとの、御優渥なる詔書を下し給ふ。誠に御聖旨の程深く身に沁みて有難く且つ尊く思ふばかりである。そもく國交を修むるに就て最も大切なるは友義である。然り國交の根本要諦は實に諸國家間に於ける友義の行はれると否なとにある事は、蓋し彼の歐洲大戦が最も雄辯に證明してゐる。見よ彼の獨乙帝國が白耳義の中立を犯したる結果、

如何に歐洲列強の反感と且つ激怒とを惹起せるかを。然らばその友義はそもく何かから生ずるぞやと云ふに、そは一國が他國の體面即ちその人格を尊重する點にある。

蓋し現在の國家は一個の完全なる人格體である事、尙ほ彼の個人間のそれと何等の變りがない。而して我れもし友義を以て彼等に相交るに於ては、彼等も亦我が國の人格を尊重し「友義」を以て相交るであらう。此所に於てか國交至高の目的たる「列國と共に永く其の慶を同一にする」事を企圖することが出来る。之れ 明治天皇が畏くも「國交ヲ修メ友義ヲ悖シ」以て、自他相共に文明の惠福を共にせられん事を御希望遊ばされし所以である。而かも、 明治天皇が如何にその平和を御念願遊ばされたるかは彼の日露戰爭中の御製

四方の國みなはらからと思ふ世に

など波かぜの立ちさむぐらん

等に依つても十二分に窺ひ奉ることが出来るであらう。

【補】 國交とは何ぞや

(一) 意義

國交とは國と國との間に行はるゝ交際即ち國際のこと

である。さて古昔人智進まず、交通機關の開けなかつた時代に於ては、人類社會の交際は唯だ單に自國の小天地にのみ限られ、外國人を夷狄視して、國交の相見るべきものはなかつたが、今や文明の發達に伴ひ、各種の交通機關大いに發達して千里比隣の如く、互に有無相通じて、彼我の交際即ち國交は日に増し隆盛の度を加へつゝあるのである。

(二) 國交の必要なる理由、は尙ほ且つ個人間のそれと變りがない。元來國家は一定の地域に制限せらるゝが故に全國民の需要を満たすべきあらゆる精神的、物質的文化財をば、みな悉く自國內に於て供給するは到底不可能の事柄である。こゝに於てか他國と交際して、有無相通じ、採長補短、以て人類共同の利益を保護増進しなければならぬ。而してその物質的方面の文化財たる衣食住その他の材料は一に通商貿易に依つて得られ、次に精神的方面の文化財たる學問、道徳、藝術及宗教等は之れ又輸入紹介等によつて其の領土内に廣まり、如何にその國民の生活内容が進歩し且つ豊富になりつゝあるかを思ふに至りては、一つに唯だ國交の賜物なりと云ふの外はない。然らば

(三) 國家間に、道德ありや、査し、國際、道德の有無存在てふ事は、古來倫理學上頗る困難なる問題であつた。何となれば或る學者は之を否定し、或る學者は之を肯定してゐるからである。而して前者によれば國家間には何等道德又は法律の如きものがないことを證明し、後者は事實その存在を證明してゐるからである。成程今日世界の各國は、その國の成立、歴史、宗教、人種乃至國民性等の相異において、未だ一國家内に於けるが如き、嚴密なる意味の道德及法律の存在は到底之を認める事が出来ないことは今更云ふまでもない。乍併或る種のそれは充分に承認し得るのである。例へば彼の條約國相互の間に或は吉凶慶吊のある毎に使節又は文書を以てその意を通じ、或は郵便、電信、學術等に關する保護同盟の如き、或は赤十字同盟、萬國平和會議、近くは彼の國際聯盟規約の締結等の如きはそれである。之に依て之を見れば國交に關する道德は吾人充分に存在すと主張し得るものである。但しそれは元より不完全であることは云ふまでもない。さて

(四) 國交に關する、道德 はこれを平時と戰時とに分つて説明するを最も便宜であると思ふ。而して後者に於ける道德即ち、戰爭、同盟及局外中立等については、前既に之を教育に關する勸諭

中義勇奉公の項に於て説明し終れるが故に、此所には主として後者即ち平時に於ける心得について述べやうと思ふ。此の中

(イ) 通商貿易 は平時に於ける國交の最大過半を占めるのであるが、元來通商貿易とは互に國家を異にせる國民が相交通して有無相通じ、以て商業を營むことである。之によつて各國の物質的資産は豊富となり、國民の生活は容易となる。さて此の通商貿易について守るべき最も大切なる道德は、之に従事する商人の信用、信義である。されば我が商人はよく通商上の規約及び法令等を嚴守するは勿論、更に直接外人との取引上に於ても、欺偽、瞞著その他苟くも不正不義の方法手段等を企つることなく、よろしく眼を世界の大局に注ぎ以て終極の利益をはからんことを最大理想とすべきである。然るに我が商人中には往々尙ほ因循姑息の舊弊に依り、眼前の一时的利益のために或は契約に背き、或は粗惡なる物品を送つて世界の商工場裡に信用を失墜せしものがないではない。かくの如きは獨り自己一身の名譽信用を傷くるのみならず、同時に國家全體の名譽及信用をも毀損するものである。されば我が商人たる者彼の「正直は商人の最大の政略なり」との格言を深く玩味すべきである。次に心得ふべきは

(世)外國人に對する道徳である。由來外國人だに云へば、言語、風俗、習慣等の相違により之を輕侮し更にその甚だしきは夷狄視するものがないではない。けれどもかくの如きは誤れるも又甚だしいと云はねばならぬ。されば我等はその國の主權者、大使、公使、領事等の外交官に對しては之を充分に尊敬するは勿論、更に又外人の來りて我が國に居住するもの乃至は一時遊覽等のために來るものに對しては、親切と禮儀とを以て相交り、かりそめにも之に對して不禮、輕侮等の態度があつてはならぬ。さりとして外人に對して徒らに捕ひ、その歡心を求め以て自己乃至自國の品位等を傷ける様なことがあつてもならぬ。要はたゞ彼の明治三十三年六月三十日條約改正に關して下し給へる御勅語即ち

「善ク達人ニ交リ、國民ノ品位ヲ保チ帝國ノ光輝ヲ發揚スヘシ」

との御聖旨を奉讀し一面又四海同胞の人道的精神を持すると共に、他國嚴然たる國家的觀念を保持することを忘れてはならぬ。尙ほ我等もし一步足を外國に踏み入れんか「我は日本國民全體を代表するものなりとの、大責任と自覺とがなければならぬ」蓋し外國に於ける吾等の一舉一動は、その大小輕重を問はず、そは直ちに我が國民全體の風俗、習慣、思想及信仰等の如何

を紹介する所以となるからである。さればその國の主權者、國族等を尊重し乃至はその國の風俗、習慣、法律等を重じ、何所までも日本帝國の紳士又は淑女たるの體面を保存すべきである

【補】 インテリナショナルイズム 國際主義

(一)意義及内容、國際主義とは世界の諸國民が互に協同する精神である。即ち地球上の諸民族、諸國家が互に對立すると共にその間に正義と人類愛の支配することを信ずる主義である。民族は血縁を基礎とし言語、風俗、信仰、制度などを同じくし、その間に深い感情が湧いて、一層力強く結びつけられてゐる團體であり、國家は一個の中心權力の下に一定の地域内に住んでゐる人民の團體である。而してこの民族と國家とはその範圍を一にしてゐる場合もあり又然らざる場合もある。今國際關係とか國際主義とか云ふ場合には、民族及國家を併せて意味するのである。今此の觀念の内容について考察したならば左の注意すべき點がある

即ち

- (1)多くの民族、國家が相依つて此の世界をなしてゐることを認める。
- (2)個人の人格と國家の獨立とは共に尊重しなければならぬこと。
- (3)すべての人類は皆な自由を理想とし且つそれを得ようと努力してゐること。

- (4) すべての民族は皆それらの機能を持つてゐること。
- (5) すべての民族、國家は次第に歴史上に於ての自分等の位置について、自由に且つ公平に考へ、自分等の希望、機能、攻過又は文化の價値を理解し得る様になつて來たこと。
- (6) 世界諸國は極めて複雑な實際上の關係をもつて居ることを知り、それに依つて共通の利害を基礎として大きな國際的事業をなし、全體の進歩を來し、人類の善を實現することを考へる様になつた事。

(7) 社會的・道徳的感情が次第に擴つて四海同胞と云ふ思想が深くなつて來たこと。

(8) 世界的組織が段々多くなつて、種々の問題を世界的に解決しやうとする努力が増して來たこと。

(9) 完全な理想の世界を考へて、之を實現しやうとする希望が次第に強くなつて來たこと。

(二) 國際主義、世界主義及宇宙主義の區別 國際主義は(第一)世界の諸々の國家が相對立すると云ふ事と(第二)に其の諸々の國家に屬する國民の間には親和、協同の精神を保持せしめやうとする主義であるが、世界主義は各國民若くは民族の間に親和、協同の精神を保持しやうとする

る點は相一致してゐるが、諸々の國家の存立を認めないと云ふ點に於て異つてゐる。

次に宇宙主義は之等の點に於て世界主義と相近きものではあるが、宗教上の信念に生れたものである點に於て同一でない。

(三) 國際主義發生の由來 さて此等の主義は何故に發生したかと云へば、それは云ふまでもなく、不健全なる國際主義、帝國主義、軍國主義等の反動である。即ち以上の諸主義が、人類をして殺伐なる氣分に滿たしめ、人道と而して世界の平和とを擾亂し、その結果人類生活の本旨に反らしむるに至つて、茲に當然の歸結として、國家相互の關係をして今一層道徳的ならしむる事に依つて、世界人類の共存共榮を十全ならしむる主義主張が顯現したのである。蓋し歐洲大戰は獨逸帝國を始めその他の主我的軍國主義的國家の撲滅を圖つた好箇の適例である。

(四) 國際主義の發達 元來國際主義の唱導は主として歐洲大戰以後のことではあるが、その思想は既にそれ以前にも充分に伺はれるのである。即ち先づ古代希臘ローマ等には世界主義又は四海同胞主義が提唱されたが、歴史上に顯現せる國際主義としては

一六九三年のウィリアム・ペンの歐洲の現在及び將來の平和に關する論中に現はれたる、「國際

仲裁裁判所の提唱。」

一七二三年のサン・ピエール僧正の「永久平和案」

一七九五年の、インマニエル・カントの「永久平和論」

一八一四年佛國空想社會主義者の鼻祖サン・シモンの「國際聯盟觀」等である。之等は何れも世界平和の理想が活躍してゐるけれども、實際運動としては

同年の露西亞皇帝アレクサンドル一世の神聖同盟を推さなければならぬ。一世は奈翁の蹂躪に僅み、キリスト教々育に依つて世界の平和をはからんとしたが、遂にその事は不成功となつた乍併し十九世紀の中頃特にクリミア戦争（一八五四）を機として生まれたる彼のナイチンゲール氏の創唱にかゝる萬國赤十字社事業を始めとして、倫敦平和労働協會の如き、萬國仲裁々判所期成同盟の如き、其他萬國郵便及電信聯合、萬國博覽會等が頻々として續出した。

次に一八九九年露西亞皇帝ニコラス二世の發議に依つて第一回平和會議が、和蘭國ハーグに開催され列強二十六ヶ國の代表者を會合せしめたが、その主要目的たる軍備縮少の件につき、獨逸帝國の反對に依つて齟齬となり、更に一九〇七年第二回平和會議が、和蘭國ハーグに開かれ

たが、之も第一回と同様獨逸の反對に依つて不成功となつた。扱て千九百十五年歐洲大戰後、佛國ヴェルサイユの講和會議に於て、米國大統領ウイルソン氏の發議に依つて、彼の有名なる國際聯盟は滿場一致で可決せられた。

(五)國際主義の實行 而して世界の人類は今や既に學術的研究に於ても、社會事業、労働問題その他百般の問題についても、互に協同一致の實を擧げてゐる。昔理想家が世界に共通の層、度量衡、貨幣が出来、世界的仲裁々判所をも設ける様に首唱して甚だ狂遠な空想の様に思はれてゐたこともあるが、今では之等の事業も着々實現されて來た。

思ふに文化は人類共通のものである。人類の協同に於て文化は一段の發展を遂げることが出来る。我等が個人として獨立の人格、民族、國家として獨立の存在を確保し、而かも尙互に相依り相助けて人類全體の向上と幸福の理想に向つて努力する。之れが國際主義の眞髓である。

(六)國際主義と國民主義との關係 けれども國際主義とは前にも説明せし所の如く民族と民族國家と國家との間にあるあらゆる差別を撤廢して全く同一になることを理想とするのではない。即ち世界主義ではない。元より人類の間に或る差異のあることは最も自然であつて、同時

にそれを認めるのである。即ち各自の獨立を維持しその特色とする所を保存し乍も、尙ほ且つ他の民族、並にその國家と互に協同し、尊敬して始めて眞の目的を達しやうとするのである。かやうにして我等は自由の國民であると同時に、世界の市民となり得るのである。(友枝高彦氏中學修身書)(國民精神與圖書第三章第五節國家主義と國際主義の項參照)

【補】 國際聯盟 (一)意義及目的 國際聯盟は戰爭を未發に防ぎ、國際恒久の平和を確保することを主たる目的とし、更に國際協力を促進して、人類共同の福利を増進しやうとする國家の聯合國體である。而して此の聯合の規約が効力を發生するに至つたのは、平和條約が大正九年一月に三箇國以上の批准済と共に、完全に成立した時であつた。

(二)國際聯盟の由來 今まで民族や國家の間に於ける利害の衝突を緩和し、相互の幸福安寧を増進する目的を以て、種々の計劃や事業が企てられたのであつた。速い昔のことは暫く置いて(イ)西曆一千八百九十九年にロシヤ皇帝ニコラス二世の發議により、第一回平和會議が和蘭國海牙に開かれ、各國の軍備の撤廢、または少くともその制限に関する協定を遂げ、國際恒久の平和を確保しようと努めたに拘らず獨逸の反對によつて成功することが出来なかつた。(ロ)第

二回平和會議も一九〇七年同地に於てロシヤ皇帝並に米國大統領ルーズヴェルトにより發議せられたが、之れ又第一回と同様の運命に終つた。併し多くの強國が軍備の競争をしてゐるに拘らず、一般には平和に對する希望が次第に強くなり。歐米各國に平和主義の運動が段々起つて來たことは著しい事實であつた。然るに(ハ)大正八年一月世界大戰の講和會議が佛國巴里のヴェルサイユ宮殿に開かれた際、國際聯盟の計劃と、米國大統領ウィルソン氏の發議によつて提出せられ遂に可決せらるゝに至つた。之れ國際聯盟發生の由來の大要である。

(三)國際聯盟の性質 國際聯盟は正義と法とにより、國際の關係を規律しやうとするものであるから、侵略主義を排斥することはいふまでもない。從來國家と云へば、領土擴張を唯一の目的とする様に考へ、國際間には道徳や法律はないと云ふ思想は、可なり深く人類の間に存してゐたのであつた。併しすべての國家は個人と同様に理由なくして攻撃せらるべきものでないことは明かなことである。随つて侵略主義の間違つてゐることはいふまでもない。たゞ自國の權利を防禦し主張するために、最後の手段として戰爭をすると云ふことは正當の様であるが、若し正しい判斷さへ出来れば、曲直は自ら明かになるべき筈である。そこで國際裁判所が起され

る譯けである。此の一切の國際間の紛争を正しい權利の基準に依つて解決しやうとするのが國際聯盟である。

(四)國際聯盟の内容 是二十六ヶ條から成り、その中に聯盟の目的、組織、實行の方法などを規定してゐる。即ち紛争の平和的處理の手段、連約國に對する制裁などから、更に近代世界の激しい生存競争の狀態の下に、十分自立することの出来ない人民に對しては、その福祉と發達を計ることが、文明の神聖な使命であると信じ、それ等の人民に對して後見の任務を盡すことを以て、先進國の義務とするとも規定してゐる。また世界に於ける勞働者の待遇改善のことも、重大な問題として、公平で人道的な方法を立てることに努めてゐる。(友枝氏、中學修身書)

(五)國際聯盟の現状 けれ共今日世界一般の現状は尙ほ聯盟の根本眞髓とする、戦争の防遏すら極めて困難なる狀態である。例へば人種的偏見は去らず、(排日移民法案)機會均等の精神は實現せられず、軍備縮少の如きも徒らに自國の我田引水になり、(大艦の建造、軍港の新設せらるゝあり)殊に聯盟を主唱し乍ら尙ほ且つ聯盟に加入を肯んぜざる米國の如きがあつて、國際聯盟の前途や、頗る迷途なる觀がないでもない。然し乍ら國際聯盟の出現は滿更無價值、無用の所説について其の要點を見ることにする。

觀すべきではない。何となれば、該聯盟の出現によつて國際生活は一生面を開拓し、人類の道德的意識は従前に比し一層の輝きを發せるは勿論、其他之に熱心なる人々の聲援によつて、若々その理想を實現しつつある事もあるからである。

【補】國民道德と國際道德との關係 については、井上博士の「我が國體と國民道德」中の所説について其の要點を見ることにする。

(一)國民道德の意義 國民道德は色々に解釋されてゐるが大體左の五つの意義に分類される様である。

第一、國民に特有なる道德なりとする説。

第二、國民の守るべき道德の全體なりとする説。而して國民當行の道德なりとする説も之と同一であるとして宜からう。

第三、國民的に特殊化されたる道德とする説。

第四、國內的道德なりとし随つて外國には行はれざるものとする説。

第五、國家に對する道德とする説。

而して博士は以上五者を批判的に説明されて、然る後「それで國民道德は種々様々に解釋されてゐるけれども、畢竟第一の説に歸着すると謂つて差支ない様である」云々と。

(二)國際道德の意義 國際道德は何であるかと云ふに、限定されたる一箇の國民間に於ける道德ではなく、國民を超越したる世界各國の國民相互の間に於ける道德である。或は又是を超國家的の道德と謂ふ人もある様である。國民を超越したる道德とか、超國家的の道德とか云つた所が、決して國民又は國家を超越して別に道德があると云ふ意味ではない。そう云ふ道德は何處にもあるものではない。國際道德は唯々各國民又は各國民を透してのみ行はれるものである。超越と云ふのは一國內に限定されないと云ふ意味である。但し國際道德とは、國家と國家との間に於ける外交上の道德を意味するものとも解釋し得らるゝ。其の場合には各國民間の個人的交際上の道德は如上の道德と區別して世界道德とも謂ふべきであらう。

併し茲では世界道德の意義をも込めて國際道德と稱して之を論ずることにするのである。各國の國民道德の中に普遍的一般的方面がある、是れが世界的に國際道德を形成する次第で、國民道德と國際道德とは不可分離の關係にあるのである。

(三)兩者の關係 吾々は國民道德も國際道德をも肯定するものである。併しその發生上の順序から云へば無論國民道德の方が國際道德より先だつてゐる。國際道德の發生は比較的新しいものである。更に確實性から云へば、國民道德の方が確かに優つてゐる。國民道德は之れは最も歴史的に夫れ々の國民に發生して來たもので確實疑ふべからざるものである。併しながら、國際道德はまだあやふやである。

而して兩者は決して矛盾し且つ衝突すべきものではない。然るに兩者が必ず相互に衝突するものゝ様に考へてゐる人がある。夫は抑々國民道德の何たるかを能く領會せず、又國際道德の何たるかを領會してゐないから其の様なことを言ふので、國民道德と國際道德とは、決して相互に撞着すべき性質のものでない。成る程、極端な國際主義、即ち國家を認めない様な國際主義であつたならば、國民道德と矛盾するであらう。又同じく國民道德と謂つても、國際道德を全然認めない様な極端な、殊に利己的の國民道德であつたならば國際道德と相容れないであらう。けれども正しき國際道德は正しき國民道德と何等矛盾拮据する所の有るべき筈はない。兩者は立派に調和し得べき性質のものである。國民道德は道德の特殊的、差別的方面で、國際道德は

道德の一般的、普遍的方面である。道德其のものに國民的と國際的の區別は固より無いけれども、併乍ら之を實行するに方つてはその様な區別が生じて來ることを免れない次第で眞の正しき道德より發生して來たものならば、其の國民的たると國際的たるとに因つて、其の様な矛盾扞格を來す様なことが有らう筈はない。其の相互に矛盾する所のものは誤れる國民道德と、誤れる國際道德である。その様な誤謬は、全然一掃さるべきであると思ふ。それで國際道德の根本精神は、何所までも人道、正義でなければならぬ。國民道德の根本精神も、亦何所までも人道正義でなければならぬ。その人道、正義の道德も、國民と云ふ特殊の境遇に依て行ふ時に國民道德となり、此の精神を以て諸外國の國民と交際する時に國際道德となる次第で、國民道德と謂ひ、國際道德と謂ひ、名稱は違つても矢張り人道、正義の精神の實行に外ならぬ。唯だ之を實行する方面が異つてゐるがために、さういふ名稱の相違を來す次第である云々。

【同題】 一、國交に関する國民の心得をのべよ。(三十三回)

一、國民道德の見地より國際道德上注意すべき點をのべよ。(三十七回)

一、戊申詔書中の國交に関する道德を説明せよ。(四十五回)

第四節 第一段總括

以上の説明に依つて略々第一段の御謹解を終つたから、次には之を總括的に解釋しやうと思ふ。即ち此の一段は

「朕がつらく考へるに、現今世界の文明は日々に進歩し、月々に發達しつゝある。而して東西兩洋の國々は互に相依頼し相扶助して、そして文明の利益幸福等を受け合つてゐる。此の場合に於て朕は尙一層それ等の諸國と國際上の交誼を修め、友義を厚くして、而して列國と相共に、永久に何時までも此の文明より生ずる慶福を受けやうと思ふ」と、

の御意である。尙ほ茲に一言附加すべきは恐れ乍ら教育勅語には、未だ此の國際的關係までには表面上御説明が見えないのであるが、本詔書に至つては誠に御悠遠なる御理想の下にしかも御詳細に亘つて御論し遊ばされてあることを特に注意して拜誦し奉

る。入。り。て。お。も。ひ。ら。る。

第三章 第二段謹解

第一節 概説及區分

詔書第二段は「願ミルニ」より「自強息マサルヘシ」に至るまでであるが、今之を次の十分節として以下御謹解申上げ様と思ふ。

詔書第二段

- 一、願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ
- 二、戦後日向淺ク庶政益々更張ヲ要ス
- 三、宜シク上下心ヲ一ニシ
- 四、忠實業ニ服シ

- 五、勤儉産ヲ治メ
- 六、惟レ信惟レ義
- 七、醇厚俗ヲ成シ
- 八、華ヲ去リ實ニ就キ
- 九、荒怠相誠メ
- 一〇、自強息マナルヘシ

第二節 第一分節の解釋

願カミミルニ日進ニラシクノ大勢オホキセニ伴トモヒ文明オモシロイノ惠澤ケツカフヲ共トモニセムトスル固カタヨリ内國運ウチノクニノウツクシノ發展ハツクシニ須ツツ

【字解】「願カミミルニ」は「思オモふに」又は「考カウへて見るに」、「更さらに詳しくは「振ハツりかつて見るに」の意。

「日進ニラシクノ大勢オホキセ」は日々に進歩して行く大局面の事。

「文明」は前にもありしが如く「文明開化」の事。

「惠澤」は「メグミサルホヒ」即ちおかげのこと。

「内」は國の内即ち我が國のこと。

「國運ノ發展」國家の運命のヒラキ伸ビル事。

「須ツ」は待つにてそれによる事。

【解釋】 謹んで接するに、本節は

「考へて見るに斯の如く日々に進歩して少しも息まない世界の大勢即ち時勢に順應して、而して、文明の惠澤を共に受け様とするには、先づ何より第一、我が國の國運を發展せしめなければならぬ」

と云ふ御意である。然らば如何にしてその國運を發展せしめるかと云へば、そは以下進んで、その具體的方法を諄々として御諭し遊ばされてある。

【補】 國運發展とは何にか 國運發展とは何を意味するかと云ふに、一言すれば國家百校の

業を興隆せしむることなり。更言すれば學問、技藝、道德より、殖産、工業、軍事、外交、運輸に至るまで、大いに之を改良し進歩せしめ、上下相疎通し、人々相協同して、國民皆一心同體となり、以てその力を充實することなり。然るに之に反して國內の進歩經營十分ならず、随つて国力充實せざらんか、世界の文明も之を消化利用するに途無きものなり。況んや世界の文明に貢獻せんが如きこと思ひもよらぬこと云はざるべからず云々。

【同】一、戊申國書中の「日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ進歩ヲ共ニセムトスル國ヨリ内國運ノ發展ニ須ク」の意義を説明し且つ之に就きて感ずる所を述べよ。「四十九回」

第三節 第二分節の解釋

戰後日尙淺ク庶政益々更張ヲ要ス

【字解】「戦後」は戦争後、こゝでは日露戦争後のこと。

「日尙淺ク」日數がいくばくも立つてゐないこと。

「庶政」は諸政で「モロ／＼」の政治、更に具體的に云へば

第一、財務行政——租税、手数料、專買、國債等

第二、司法行政——裁判所及刑務所

第三、軍務行政——兵役、軍事等

第四、内務行政——警察、戸籍、衛生、救貧、宗教、土木、教育、産業、遞信等

第五、外務行政——外交、大公使、領事等

其他一切の政治をいふ。

「更張」は「更正擴張」の義、即ち悪きは改め、善きは尙ほ一層規模を大きくする事。

【解釋】謹んで按ずるに本節は、

「日露戦争がすんでからまだ日數が、いくばくも経過してゐないにも拘らず、内には諸政を更正し擴張しなければならぬものがある」との御意である。

今や國運を發展せしめ、國勢をして隆盛ならしめ以て文明の惠澤を享けなければならぬ時に當つて、翻つて一方我が國內の情勢如何にと顧みれば、彼の日露戦争以後

幾干も日が立つてゐないこととして、戦によつて生じた國家の創痕は今尙ほ回復してゐない。

そもく明治三十七、八年の戦役は實に我が國未曾有の大戦にして、之がため我が國は無慮十五億の軍費と九萬三千餘の人命とを犠牲にして戦つたのである。然るに幸にして戦には大勝利を得たものゝ、他面此の戦に依つて我が國は一躍世界の一等國となり、五大強國の班に列せるを以て、その體面上是非共庶政即ち、財務、司法、軍事、内務並に外務等の各方面に涉つて更正擴張しなければならぬ事項がいくらかもある。而して之のことは皆に中央政府に於てばかりではない。實に地方政務即ち府縣郡市町村等に於てもみな同様である。之を要するに、明治天皇は戦後御經營の第一着手として先づ政治上の大整理を御實行遊ばされんことを御思召されたのである。蓋し戦後の經營は國家として頗る重要な事項で、もし之を等閑に附せんかたとひ武力の戦争に勝利を博くするも、平和の戦争に於て大敗するならば到底國家の大發展は之を望むことが不可能であるからである。

第四節 第三分節の解釋

上下心ヲ一ニシ

【字解】「上下」は「上に立つもの」と「下にあるもの」、即ち上は大臣大將より下は一般庶民に至るまで、凡そ身分、地位、男女、老若、職業等の差別を問はず、凡そすべての國民の義。

「心ヲ一ニシ」心を合せての意にて結合一致すること。

【解釋】國運を發展せしむるに當りて先づ何より必要な事項は「國民全體が心を合して一致共同すること」である。蓋し上下國民のなす所互に相反對し、矛盾して民心合一せざる時は、固より國運の發展を期し、國內の秩序平和を維持すること能はざるは勿論、況んや國家の富強、社會の繁榮もやである。之れ 明治天皇が特に此の點

について注意すべき事を諭させ給へる所以である。而して彼の明治二十七八年及び同三十七八年の兩戰役中に於ける我が國の事實は、明かに「上下心ヲ一ニシ」て事に従つた適例である。當時長くも明治天皇には宵衣旰食、只管大御心を軍國のために勞させ給ひ、臣民又一致共同して王事に勤勞をつくしたればこそ、さしもの強情強露の大敵をば物の見事に打滅ぼす事をなし得たのである。併乍「上下心ヲ一ニス」るの必要は獨り戦時のみに於てならず、平時に於ても又極めて大切であることを決して忘れてはならぬ。

【補】 協同一致 (一) 協同一致の必要なる所以、諺に「五指ノカハルガハル彈クハ一手ノ擲ツニ如カズ」と云ひ、或は蟻は共同の力に依て塔を築き、蜂は又協同の力に依て連抱の大巢を造ると云ふは、共にみな協同一致の必要なる所以を明證して充分に餘りがある。凡そ世の次第に進むにつれて人は他人との共同を要すべきもの日に益々多きを加へ、到底箇々の力にてはなし難くなるに至る。例へば慈善事業の如き、公衆衛生の如き其他各種の會合及團體等みな同一

である。而して此の事は小にしては一身一家、大にしては國家全體に至るまで何れもその理は全く同一である。されば、明治元年二月十四日の五ヶ條の御誓文中にも「上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フベシ」と宣ひ、次に十五年の軍人勅諭にも「上下一致シテ王事ニ勤勞セヨ」更に教育勅語にも「億兆心ヲ一ニシテ」と仰せられてある。

(二) 意義及種類 さて協同とは多數のものが心を合して共に事をなすの義であるが、之に二義ある。即ち一は一人にてなし得べからざる事業を數人協同してなす事であり、他は人々各々其の業を異にして一般の利益を計る事である。前者は協同的、事業にして、後者は分業的、協業である。そも、社會公共の事業は、其の成員たる各人の協同に依てなるもので、決して一人又は數人の力のみにては到底なし得るものではない。殊に公衆衛生並に火災其他變災等の防遏等に關する事業の如きはそれである。かくの如き場合に於ては僅に一人の懈怠にて全體の事を破壊し他の多數者の勞苦を水泡に歸せしめる様なことがないでもない。然れども協同とは必ずしも各人同一の事業に従事すべきの謂ではない。否現今の社會は實に分業の制度よりなつてゐる。彼の職業の如きは實に社會の共同事業に參與する所以であるから、人々自己の才能並に境遇等

に應じてその適する所を選んで、社會協同事業の一部を分擔すべきである。

(三)協同、一致と利己心 他人と協同をなすに當りて最も必要な事は利己心を去ることである。さて多數の人々が集合して一體をなすには必ず一定の組織がなければならぬ。而してその組織には必ず秩序と規律とを要する。即ち命ずるものと命ぜられるもの乃至は上位にあるものと下位にあるもの及び同等の地位にあつて事をなすもの之である。而して各々その本分をよく守る所に全體の組織はなり、共同一致の實踐はあがるものである。しかるに共同一致の精神と相容れざるものは、我が意を張りて相争ふ、利己心である。されば共同のためには、多少我が意に満たないことがあつても、多數の意見に對して讓歩する丈の雅量がなければならぬ。

(四)協同と事の善しあし 協同の大切なるは以上の如くであるが、さればとて何事にも協同は必要なりと云ふのではない。何となればもし之れを濫用すれば、却つて社會國家のために有害となるからである。例へば群集心理に左右せられて妄りに他人の意見に附和電同して、遂に警察の手に捕へられ始めてその非を悔ゆるが如きはそれである。されば他人と事を共にせんとするに當りては、先づ靜かに事の善惡正邪を考へ、更にその手段方法等の果して穩當なりや否や

を充分熟考して、然る後徐ろにその去就進退を決すべきである。

(五)共同、一致と自治自重 元來他人と協同とは、妄りに我が意を主張せず、他人の意見を容れて、それと歩調を合するの意であるが、さりとて自己の意志を全然殺して只管他人に盲従せよとの意ではない。要はその際他人と協同すべきことを他より受動的に強ひられて、止むを得ずなすと云ふに非らずして、自己のなすべきことを、自らすすんでなすと云ふ、自治自律乃至自重の精神が大切である。

【補】所謂地方自治の精神とは何ぞや 元來我等の住する府縣郡市町村は何れも地方自治團體である。而して地方自治團體とは、國家行政の便宜のために法律を以て地方を區劃し、其の住民をして地方共同の事務を自治せしめるものである。次に我が國自治制の由來並に其の根本義について考ふるに、そは云ふまでもなく、我が國民古來の美風たる隣保團結の舊慣に基き一には當該地方共同の利益を發展せしめ、二には一般臣民の安寧幸福を保護増進せしめるために長くも 明治天皇より明治二十一年發布せられたものである。

従つて地方自治の精神とは、結局此の自治制の根本義を最も遺憾なく發揮し得べきものでなけ

ればならぬ。而して此の精神に重要なものが凡そ三つある。曰く自治、自律の精神、曰く協同、一致の精神、曰く忠誠奉公の精神等即ち之である。蓋し自治自律の精神は、自治制の根本要諦にして之れなくては自治制を布くに由なく、次に人々若し己れの利害にのみ走りて少しも他人と一致協同せずば、如何でか自治制の本義を完全圓滿に遂行するを得んや、況やその發達をやである。而して忠誠奉公の精神即ち犧牲的精神に就いては今更茲に新しく云ふまでもない。而して此の三つの精神は獨り地方公民の信頼推選によりて、當該團體の公職に従事するものは勿論、更に一般公民に取つては尙更重要な精神である。

尙ほ最後に一言すべきは、我が國從來の國民道德に於ては、比較的此の精神が缺乏してゐる事である。勿論協同一致の精神の如きは全くさうではないが、自治自律乃至犧牲的精神等に至つては大いに缺乏してゐたのである。故に今後の道德に於ては今一層以上の三精神即ち地方自治の精神をして涵養振作せしめなければならぬ。而してそれがためには修身科殊に現今の公民教育をして一層有効適切ならしめる事が何より第一である。

【補】 自治的精神の意義及其の養成法 自治的精神とは、自己を自己にて治める精神であ

る。即ち凡そ何事をするにも妄りに他人の力をからず、自己自身の力によりてなし得る事項は之を自己の力にて支配し、且つ之れをなす所の精神である。凡そ人の人たる所以は、所謂他より強ひられてなすことなく、寧ろ自發的に我より進んでなす點にある。而してカントの倫理思想の要諦は實にそれであつた。彼れに従へば「眞の道德は他律的のものではなくしてそれは實に自律的のものである」と。自律的の道德とは、己れの意志が、己れの意志に課する法則に従つて行動する道德である。思ふに彼の米國の大政治家リンカンの云つた、「人民の爲めに、人民による、人民の政治」即ち立憲政治の如きも實に人民に此の自治的精神、乃至は自治的の道德のよく實行されてこそ、始めてその理想が完全に實現せられるのである。蓋し立憲國に於ては被治者は即ち治者と畢竟同一の自己である。何となれば國家の法律は自己の選舉したる代議士の作製せるものであるからである。従つて憲法者即ち立法者である。彼の英國の自治制が殆んど理想的に發達し、而かも同國の立憲政治が、今日世界に冠たる所以は、蓋し同國民全體が自治的精神に富むからである。

之を要するに、自治的精神の如何は、その國民の文明の程度を表はすもので、低級なる人民に

は此の精神の見るべきものがない。翻つて今や我國は世界五大強國の一として、果た又、一等國の一として、列國環視の間にありながら、悲しい哉、彼等に比し自治的精神に於ては、頗る遜色がある。

されば吾等は幼少なる時より、一面例話訓辭等によつて如何に自治的精神の大切なるかを十二分に徹底的せしめると同時に、更に又出来得べくんば彼等をして自治自律の精神を涵養するに足るべき機会を與へて、實際的にその氣風習慣を養成すべきである。而してそれがためには、彼等をして或は自己の衣服、學用品、其の他所持品等を自ら處理せしめ、或は掃除其他の作業を課するに於ても、つとめて自治的に實行せしめることが大切である。かくして自己自身の事項より自治せしめ、次に之れを朋友親戚等にまで及ぼし以て更に他日大なる自治をなすべき素地基礎を養成すべきである。さて自己一身の事項を自治せしめるには、先づ忠實に日常の職業をつとめ、實業儉約にして所謂獨立自營の生計を營む様指導すべきである。彼の二宮尊徳一生の傳記の如きは、實に自治自律の精神を教ふる、好箇の模範である。

【同題】

- 一、國民道徳の見地より地方自治の精神を説明せよ。(三十五回)
- 一、自治的精神の意義を説明し且つその養成の道を記せ。(四十回)

- 一、戊申詔書中の「宜シク上下心ヲ一ニシテ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ克己相戒メ自強息マサルヘシ」の意義を説明せよ。(五十三回)
- 一、立憲自治の國民として特に心得べき事項を擧げて之を説明せよ。(五十五回)

第五節 第四分節の解釋

忠實業ニ服シ

【字解】「忠實」は「まめやか」にして實直なること。

「業ニ服シ」は各自の業務に勉勵すること。

【解釋】此の節は前節を受けて「各自はその職業に對して眞面目に従事し且つ勉勵せよ」との御意である。元來人の職業には貴賤上下の區別なく、何れも社會國家に取つて必要なるものである。されば人々自己の職業を以て所謂己れの天職なりと心得、妄りに他人の職業を羨むことなく一意専心自己の職業に忠實勉勵すべきである。蓋し自己の職業に忠實勉勵する時はやがてその社會國家に對しても亦忠實勉勵なる所以となるからである。加之人若し己れのなすべきことを眞面目に、影日向なく人の知ると

否とを問はず専心勉勵する時は、たとひその技拙つたなくとも何時しか他人に認められて信用を博し、遂には其の身の立身出世の藉口ともなるものである。然るにもし之れに反する時は、たとひ、その技倆如何に優れたりとも意外なる所より種々の抜け目、手落ち等百出して、何時しか他人の信用を失ひ、遂にはその身の破滅を惹起するに至るものである。

さて昔しより「忠實業に服し」その名を千歳の後に残したる古賢事例は随分多い。たとへば孝子二宮金次郎が刻苦經營家業に勉勵して、遂にその家産を挽回したるが如き、或は日清戦争中木口小平が死して尙ほ喇叭を口より放たざりしが如き、更に軍艦橋立の二等兵曹廣重源樵が、敵弾のために重傷を負ひその殆んど堪ふべからざるも尙且つ奮起して旋回機柄を握り以て敵艦に注目せしが如き、或は明治四十三年四月十五日周防新湊沖にて沈没せし第六潜水艇長佐久間大尉以下十四名の水兵がその最後までも職務に忠實なりしが如きは即ちそれである。

【同題】 一、忠實勤儉の重すべき理由を説明せよ。(五十七回)

第六節 第五分節の解釋

勤儉チンケンヲ治チメ

【字解】「勤儉」「勤」は勤勉にしてつとめはげむ事、「儉」は「恭儉己ヲ持シ」の「儉」に同じく、自己を檢束して放縱ならざること。尙彼の無用の費を省きて必要の費に充つる節儉、儉約も亦此の中に包含せらる。

「産ヲ治メ」「産」は家産にて財産のこと、「治メ」は「ととのふ」ことにして作る意。

【解釋】 謹んで按ずるに、此の章は

「よく自己の職務に勤勉力行して、不要の入費を節約し、以て家産を作れよ」との御意である。

そもく事の成否は勿論その人の運不運によるもので、決して我が力がよく及ぶ所ではない。されば我等は萬一の僥幸等を夢みることなく、始終一貫何所までも我が力

のあらん限りをつくすべきである。

諺に「新るより働け」とあるは誠に、這般の消息を最も巧妙に道破せる名言ではないか。而して如斯日夜間断なく、つとめはげみて少しも怠らずんば、運命如何に強固にして殆んど成し難しとさへ思惟せられし程の困難事も果ては案外我が意の如くになり行くものである。次に自己の忠實勤勉に依つて得たる収入は妄りに之れを消費しつくすことなく、つとめて節約して、他日有用の際に供すべきである。之れを節儉又は儉約と云ふ。儉約については前既に「教育勅語」の場合に説明せるが故に、此所には再びそれを反復せざるも、蓋し勤儉の重ずべきは何れの時代、何れの國においても同様ではあるが、更に一層大切なるは現時に如くはない。抑々我が國の富は歐米列強に比較して一大遜色がある許りでなく、現在我が國には無慮五十億程の國債がある。之れ今日政府が勤勉週間を作つて、全國一齊的に、國民に勤儉節約を奨励してゐる所以である。

さて古來「勤儉產ヲ治メ」たる實例は誠に多い。たとへば松下禪尼が障子の切張りをしてその子に勤儉を教へたるが如き、或は源賴朝がその家臣、俊兼の美服を着たるを見て、自ら袖妻を切斷して訓戒を施したるが如き、或は松平定信、上杉鷹山等が高貴の身分にてあり乍ら自ら勤儉につとめ、更に之れをその領民にすゝめたるが如き其他二宮尊徳の幼にして貧家に生れ勤儉を實行して、よく家を興し産を治め、以てその名を後世に遺したるが如きは、あまねく人の熟知する所である。

第七節 第六分節の解釋

惟^コレ信^シ惟^コレ義^チ

【字解】「惟^コレ」は「コレ」にて人の注意を喚起せしむる際に用ふる語である。

「信」は教育勅語の際にも説明せしが如く、己が言を踏み行ふこと即ち言行の一致

する事。

「義」は己れの分をつくすこと、通常、兩者を合せて「信義」と云ふ。

【解釋】 此所に所謂「惟レ信惟レ義」とは要するに「信義を以て世に處し、人に交れよ」との御意である。(教育勅諭中「朋友相信シ」の項参照。)

【補】 信義の意義

(一)信とは何ぞや、「信」とは我が心に於ける徳で、それが外に現るゝや三つの象がある。即ちその一つは不偽、嘘を云はぬ事、その二は不隠で、人の爲さざる事を恰かも爲したるかの如く他人に吹聴せぬ事、その三は不陥で、人を騙して悪事に陥らしめる様なことをせぬ事である。要するに信の徳が内に充滿して、此の三つが満足に行はるゝならば、此所に人の信用を受くると云ふ利益がある。而して此の信用といふことは人間に取つて實に大切な事である。

次に

(二)義とは何ぞや、義とは矢張り吾が心に存する徳で、之が外に現はされたものは、一つは自制

克己、他は己れをすてて人のためにするといふ。即ち義勇のことである。而して此の義の結果は他人との結合を強固にする所以である。

之を要するに此の詔書に殊更「信と義」をお挙げになつた理由は、臣民相互の関係は勿論、外國人との交際に於ても、以上二つの徳を益々親厚ならしめ、以て國民の實力を作れよとの御趣旨であらうと思ふ。

【問題】 一、戊申詔書中の「惟レ信惟レ義」に就きて感ずる所を述べよ。(五十九回)

第八節 第七分節の解釋

醇厚俗ヲ成シ

【字解】 「醇厚」「醇」は純粹にして雜り氣ないこと。「厚」は物事に厚きこと。即ち人情風俗等の篤實輕浮ならざる事にして所謂敦厚に同じ、更に簡単に云へば「清よらかにしてあつまこと」といふ。

「俗ヲ成シ」「俗」は人情風俗で「成シ」は仕上げること。此所では國民全體の風俗

をよくするといふ義である。

【解釋】本節は「國民の人情風俗等を醇厚篤實ならしめよ」との御意である。そもそも國運發展の道について、より一層大切なるは國民の風俗習慣等をして醇厚篤實ならしむることである。誠に國民全體が老若男女、みな悉くその衣食住は勿論、男女の關係、訪問、應接、集會、儀式其の他の歌舞、演劇、音樂、文學並に藝術等に至るまで、何れも中正穩健にしてよく禮節に合する時は、一國民の人情風俗は自ら醇厚篤實となつて、國家社會の繁榮進歩期して待つべきであるが、もし之に反して國民の氣風遊惰安逸にして風俗醇厚篤實ならざる時は、家國の滅亡火を賭るよりも明かなる事、蓋し之れ古今の史實が明證する所である。彼の平氏の滅びて源氏の起り、ローマの起りてその亡ぶ、何れかその理に違ふはない。さて此の醇厚篤實に反對なるものが四つある。而してその第一は浮誇である。即ち物事を見せびらかす事である。第二は、虚飾である。即ちその内容よりは、むしろ形式を尙び、力を内部的に用ひずして

外部的に苦心し、何事にも所謂「上べをかざり」「人前をよくし」虚榮を夢みることである。第三は、輕薄又は輕本である。之は既にその内容の「薄つべら」なることが明かに外部に表はれたるものである。次に第四は、詭譎である。之は積極的に自己を欺き、人を偽り、以て自己の目的を達せんとするものにて、所謂世の政策家がそれである。之を要するに、以上四者は何れも醇厚篤實の徳と相容れないものであるから、吾等は之に對して絶えず自己の力を用ひなければならぬ。彼の近江聖人と稱せられし中江藤樹の居村、同國高島郡小川村はその昔藤樹一代の人格とその學殖とを以て感化せし醇厚の風今に衰へず、人情風俗の誠に拘すべきものがあるといふ。

第九節 第八分節の解釋

華ヲ去リ實ニ就キ

【字解】「華」は「ハナ」にて華美、浮華の義。

「去り」は棄て去ること、離れること、乃至はやめること。

「實」は「ハナ」に對する「ミ」即ち質實、眞摯なること。

「就キ」はそれにつき従ふこと。

【解釋】全體の御意は、「凡そ何事にも華美華奢をさけて、専ら内容、實質を旨とせよ」とのことである。元來世の文明にすみ交通機關發達すれば、人々やゝもすれば、衣食住其他生活上の事項萬般が、奢侈費澤に流れ、その結果忠實勤儉の美風衰へ、遂にはその身を誤り、家を亡ぼし、延いては社會及國家等にもその害毒を及ぼすものである。誠に「奢る平氏は久しからず」の古語、深く味ふべきである。故に人はその身の貴賤貧富を問はず凡べて虚禮虚飾を斥けて、着實、眞面目を以て生活上の指針としなければならぬ。之れ實に我等が世に處し、身を修むるの根本要諦である。たとへば衣服、食物、住居並に器具等の類に至るまで、妄りに單なる虚榮心に左右せられて身分不相應の華美なるものを用ふる事なく、専ら實利、實益を主眼とし、又各自の産を

治むるについても、單なる一時の僥倖心に驅られて一擲千金的の冒險的事業を企圖することなく、眞に自己の正業に専心忠實勤勉なるべきである。

之を要するに此の世の處世法には千種萬別色々あるけれ共、先づ實用を以て第一と心得、藝術即ちその美的方面はむしろ第二第三としなければならぬ。

かつて徳川家康風はげしく寒さ甚だしければ左右に向つて上衣を持ち來たらしむ。然るにそれは豊公の贈くりし、紅梅に鶴の刺繍を施せるもので、實に絢爛人目を眩せしむばかり、家康大いに覺感して曰く、「何んぞ、此の華麗のものを用ひて、我家素朴の風を破らんや」と。更に他の服を取つて之を着けたと云ふが如き、其他松平定信が奥州白河の城主となり更に幕府の重役、老中となりし後も尙四時綿服をまといしが如きは、我等の模範とすべきことである。

第十節 第九分節の解釋

クワウカイヒイマン
荒怠相誠メ

二三〇

【字解】「荒怠」「荒」は荒廢で事を廢すること。「怠」は怠惰の心の起ることである。故に之を續けて云へば「荒怠」とは「スサ、ミ、オ、コ、タル」事で、自己のなすべき事を、投げすてて、それ以外の事に走るをいふ。

「相誠メ」は互に相誠め合ふこと。

【解釋】 謹んで按ずるに本節は、「人々常にその本分を勵み、かりそめにもそれ以外の物事に走ることなき様にすべきである。若し萬一其のなすべき本分を忘れる様な事があれば、互に相誠め合へよ」

との御意である。さて物事に荒怠することを具體的に云へば、學生が豫習復習を等閑にして無用の遊戯をなし、乃至は雜誌小説類を耽讀するが如き、或は軍人が武藝に熟せず文弱に流るゝ如き、或は教育家が政治運動に參與し、宗教家が賭博競馬に耽るが如き、或は官公吏が碁、將棋に心をひかされてその本務を顧みざるが如きは何れも

その適例である。次に荒怠の不可なる事由は、個人にても又國家社會にても其の理に變りがない。而して隣國、支那及猶太民族のそれを見れば、其の如何に最も忌憚し且つ恐怖すべきものが推知せらるゝであらう。元來人は他人の長所缺點等は割合よく見え得るけれども、自己の事柄は仲々見えぬものである。故に朋友、兄弟、子弟、並に夫婦等互に相誠め合ふて、其の修養に一段の工夫を凝すべきである。さて荒怠相誠むるの順序は、先づ自己自身から始めて、次第に之を見弟、夫婦、友人、親類乃至はその他の人々にまで及ぼすべきである。昔岡山藩池田侯の家臣に青池三之丞と云ふ弓術家と岡崎秀民と云ふ醫者とがあつた。此の二人は夏の日も、冬の日も、三之丞は弓射ることに、秀民は醫書の研究に互に荒怠相誠め勉勵最も力められたれば、兩人共遂には有名なる弓術家又は醫者となり、同藩中名ある人とし云へば、必ず三之丞の弓術と秀民の醫學とが並び擧げられたと云ふことである。

第十一節 第十分節の解釋

自強息マサルヘシ

【字解】「自強」とは自らつとめること、その語源は遠く支那の易經に出づ。

「息マス」は休まないこと、即ち不休不息の義。

【解釋】 謹んで按ずるに此所に所謂、「自強息マス」とは易經の「天行は健なり、君子以て自ら強めて息まず」とその意味は同様であらう。と拜せらるゝのである。即ち「凡そ人たるものはその地位、身分、男女乃至は職業等の如何を問はず、彼の天行の至大至健なるに則り、自ら強めて寸時も息まず、熱心にその本分をつくせよ」との御意である。

さて自強不息の必要なるは、蓋し彼の小さき蟻の塔を築き、雨垂れの石を穿ち、乃至は珊瑚虫の珊瑚島を造くれるを一旦見せば、何人もその偉大なるに驚嘆しないものは

あるまい。而して其の方法は、他なし、唯だ何時も孜々營々として忠實業に服し、勤儉産を治め、荒怠相滅むるにあるのみ。彼の塙保己一が盲目にてあり乍ら、よく萬巻の書籍に通じ以て有名なる國文學者となりたるが如き、或は伊能忠敬が年五十にして高橋東圃に學び遂に、日本要地實測圖を作製せしが如きは、何れも自強息まさりし好箇の實例である。

【問題】 一、戊申詔書中の「自強息マサルヘシ」の意義を説明せよ。(四十一回)

第十二節 第二段總括

以上第二段の概要を御謹解し終つたから、次には之を御要約申し上げることにする。「つらく考ふるに此の日進月歩の世界の大勢に伴つて、文明の惠澤を共にするには、先づ何より、我が國の國運をして大いに發展せしめなければならぬ。而してそれが爲めには財政、軍政、外交、教育其他百般の所謂庶政を大に更張しなければなら

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ

【字解】「抑々」は事の由来を示して句を呼び起こす語。

「神聖」は宗教上の敬虔心より君主の尊嚴を形容せる語で、神妙なる靈徳あること、

「祖宗」は勅語にも説明せし所の如く我が皇室の御先祖の義。

「遺訓」は遺し置かれたる御教へ。

「光輝アル國史ノ成跡」「國史」は我が國の歴史、故に「光輝アル國史ノ成跡」とは

光かゞやく我が日本歴史のあとかた、即ち國史上にあらわれたる史實をいふ。

「炳トシテ」は明かなること。

「日星ノ如シ」「日星」は太陽と星、即ち明かなることの形容。

【解釋】謹んで按ずるに、本文は國運發展の本據標準を御示しになつたもので、即ち「皇祖宗ノ御遺訓」と「國史ノ成跡」とがそれである。而して此の二者の炳として明かなること恰かも彼の天上に輝く日星の様であることは、苟くも少しく

我が國史に通じ、古典を研究したるもの、皆な等しく首肯する所である。さて皇祖宗の御遺訓には、御言葉を以てせられたものと御實行を以てせられたものとの二つがある。例へば天孫降臨の際に於ける天照大神の御神勅の如き、或は聖徳太子の十七條の憲法の如きは前者で、神武天皇の御東征、仁徳天皇の御免稅乃至は龜山上皇が元寇の亂の時御身以て國難に代らせ給はん事を誓はせられしが如きはその後者である。次には、國史の成跡についてであるがその中には固より御祖宗の御遺訓を包含し且つ之れがその中心要諦をなする者である、が、更に國民の活動をも之に附加せられ、かくて世界萬國に比類ない光輝ある國史の成跡となつたのである、例へば建國創業の如き、大化改新の如き、王政復古、近くは日清日露の二大戦役等がそれである。殊に御歴代の天皇は何れも至仁至慈にあらせられ常に人民を大御寶と呼び給ふ。人民又も天皇を仰ぎ奉りて現津御神と稱しまつりて其の間賊に麗はしきものがある。而して之等の事柄は何れも國史の成跡として

三千余年後の今日までも傳はり、燦然として彼の天上に輝く日星の様である。故に我等臣民たるものは此の「皇祖皇宗の御遺訓」と且つ國史の成跡とに鑑みて、益々我が國の粹を宇内に宣揚し、以て萬國無比の美風を永遠無久に維持發展せしめなければならぬ。

【補】 皇宗の御遺訓

神武天皇、都を大和の橿原に奠めたまふ時の詔に曰く

「夫れ大人の制を立つるや、義必ず時に隨ふ。苟も民に利あらば何ぞ聖造に妨はん。且當に山林を披き拂ひ、宮室を經營りて、恭みて寶位に臨み、以て元元を鎮むべし。上は則ち乾鑿の圖を授たけまひし徳に答へ、下は則ち皇孫の正を養ひ給ひし心を弘めむ。然後に六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇となさんこと亦可からずや。」

崇神天皇の詔に曰はく
惟れ我が皇祖、諸々の天皇等宸極を光臨すことは豈に一身の爲めならむや查し、人神を司牧

へて天下を經綸給ふ所以なり。故に、能く世々玄功を開き、時に至徳を流く。今朕大運を奉承はり、聖元を愛育ふ、如何にしてか皇祖の跡に奉遵ひて、永く無窮の祚を保たむ。其れ群卿百僚、爾の忠貞を竭して、竝に天下を安らかにせむこと亦可からずや。

雄略天皇の遺詔に曰く
方今區宇一家、煙火萬里、百姓文安く、四夷賓服す。此又天意區夏を寧らかにせむと欲するなり。所以に、心を小め己れを勵まし、日に一日を慎む。蓋し百姓の爲めの故なり。臣連、伴造毎日朝參し、國司、郡司時に隨ひて朝集す。何ぞ心府をつくして誠勅殷勤ならざらむや。義は乃ち君臣、情は父子を愛ぬ。庶くは、臣連の智力、内外の歡心に籍りて、普天の下をして、永く安樂を保たしめんと欲す。

推古天皇の御代に、聖德太子憲法十七條を作り給ふ。其の中に左の條あり
一に曰く、和を以て貴しと爲し、忤ふことなきを宗とす。人皆黨ありて、亦達者少し、是を以て、君父に順はず、又隣里に違ふ。然れども上和ぎ下睦びて、事を論ずるに諧へば則ち理自ら通じ、何事か成らざらん。

三に曰く、詔を受けては必ず謹め。君をば則ち天とし、臣をば即ち地とす。天覆ひ地載せ、四時順行して方氣通ずることを得。地天を覆へさんと欲せば、則ち壞るゝことを致さんのみ。是を以て、君言ふ時は臣承はり、上行へば下聽く。故に詔を承けては必ず謹め、謹まらずば自ら敗れん。

四に曰く、群卿百僚、禮を以て本とせよ。其れ民を治むるの本は要らず禮にあり。上禮なき時は下齊はず、下禮なければ必ず罪あり。是を以て、君臣禮ある時は、位次亂れず、百姓禮ある時は、國家自ら治まる。

六に曰く、惡を懲らし善を勸むるは古の良典なり。是を以て人の善を匿くすことなく、惡を見ては必ず匡せ。其れ詔詐く者は則ち國家を覆するの利器たり、人民を絶つる鋒劍たり。亦俟媚ぶる者は、上に對しては好みて下の過を説き、下に逢ひては上の失をそしる。其れ此の如き人は、皆君に忠なく、民に仁なし。是れ大いなる亂の本なり。

八に曰く、群卿百僚、早く朝りて晏く退でよ。公事監きことなく、終日監くし難し、是を以て遅く朝れば急に速はず、早く退れば必ず事つくさず。

九に曰く、信は是れ義の本なり。事毎に信あれ。其れ善惡成敗は要らず信にあり。君臣共に信あらば、何事か成らざらん。君臣信なくば萬事悉く敗れん。

十に曰く、忿を絶ち讒を棄て、人の違ふを怒らざれ。人皆心あり、心各々執あり。彼是なれば我非なり。我是なれば彼非なり。我必ずしも聖にあらず、彼必ずしも愚に非ず、共に之れ凡夫のみ。是非の理誰かよく定むべき相共に賢愚なること、環の端なきが如し。

十四に曰く、群卿百僚、嫉妬あること勿れ。我既に人を嫉めば、人も亦我を嫉まん。嫉妬の風はその極を知らず。

十五に曰く、私に背き公に向ふは、之れ臣の道なり。凡そ人私あれば必ず悞あり、悞あれば必ずとよのはず、蓋はざれば則ち私を以て公を妨ぐ、悞起れば則ち制に違ひ法を破る。

十七に曰く、夫れ、事は獨斷すべからず、必ず衆と與に論すべし。小事は是れ輕し、必ずしも、衆と共にすべからず、唯だ大事を論するに及びては、若し失あらんことを疑ふ。故に衆と相辨ふる時は辭則ち理を得。

元正天皇の詔に曰く、

國家の隆替は、要す民を富ますにあり。民を富ますの本は、務めて貨食に従ふ。故に男は耕耘を勤め、女は妊娠を修むる時は家に衣食の饒あり。人廉恥の心を生じ、刑錯の化爰に興り、太平の風致すべし。凡そ厥の吏民、豈に勗めざらむや。(帝國教育會、戊申圖書圖解)

【補】國史の成跡

神代にありて天祖天照大神は、皇孫天津彦彦火瓊杵尊に三種の神器を授け、勅して宜く「葦原千五百秋瑞穂國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり、宜く爾皇孫就きて治めよ、實祚の隆ならんこと、當に天壤と窮りなかるべし」

と。是れ我が皇統の連綿として、萬世に傳はる來由にして、又我が國が天祖の御子孫によりて永久に統治せらるゝ所以也。斯くて、天孫は諸神を率ゐて、日向國の高千穂峯に降臨し給へり。その後御三代の間は、九州にましまししが、人皇第一代神武天皇に至り、東方の諸國を平けて天下を統一せんとの大御心により、日向を出で、難波を経、紀伊より大和に入り給ひ至る所に賊を平け、遂に畝傍山の東南に橿原宮を造りて皇位に即き給ひき。斯くて我が帝國萬世の基茲に定まれり。神武天皇より數代を経て崇神天皇に至り四道將軍を四方に遣はして朝廷に従はざ

る者どもを討たしめ給ひしが、景行天皇の時、筑紫の熊襲と云ふ種族叛きければ、天皇は皇子日本武尊を遣して之を討たしめ給へり。尊その時、御年十六、女装して其の酋長川上梟師に近づき、之を刺し殺し給ひき。日本武とはこの時川上梟師が、皇子の武勇を嘆賞して上りし御名なり。斯くて、尊は又速く蝦夷の境に入り其地を平け給ひ、東西の地は、悉く王化に服するに至れり。

仲哀天皇の御代に、熊襲また叛きしかば天皇は、神功皇后と共に之を討ち給ひしに、會々天皇崩じ給ひき。皇后乃ち人をして熊襲を平けしめ、又武内宿禰と謀り、海を渡りて新羅を征し給ふ。新羅王恐れ降り、誓つて曰く「東より出づる日西より出で、阿利那禮河逆さまに流れ、河の石昇りて星辰となるに非ずば、朝貢を闕かじ」と高麗、百濟の二國の王も、風を望みて來り降りき。之より三韓は種々の貢物を獻じ、又學者、工匠等も我が國に渡來して我が文化益々開くるに至れり。仁徳天皇大いに、御心を政治に留め、深く人民を憐み給へり。一日高臺に上りて炊煙の稀少なるを見給ひ、之れ民の食しき故ならんと思召し、數年の間民の貢を免し給ひき。又堤を築かせ、池を掘らせ農業を勤め給ひしかば、人民皆其の所を得て、天下大いに治ま

れり。聖德太子は推古天皇の世に、皇太子として政を攝し給ひしが、庶政を改めて國益を興し憲法十七條を定めて上下の由るべき道を示し、又使を支那に遣はし、留學生を送り給へり。支那の文物、之れより大いに我が國に傳來せり。孝德天皇の御代に中大兄皇子皇太子となりて、政治の改革に力を盡くし給へり。即ち皇族以下諸臣の從來私有せし土地人民を、盡く朝廷に收めて公土公民となし、戸籍を造り、租庸調の制を定め、帝都を修め、國郡の境界を定め、官制を改めて諸司百官を置く等、大いに舊法を改定し給へり。此の時始めて大化と云ふ年號を定め給ひければ、此の政治上の改革を大化の改新と稱す。中大兄皇子、後位に即き給ふ。之を天智天皇と申す。大いに力を内治に用ひ給ひ、又藤原鎌足に命じて、新に律令を撰定せしめ給へり。天武天皇の時、之を補修せしめ給ひしが、文武天皇の御代に至り、更に之を改修せしめ、大寶二年に至り公布せしめ給へり。之を大寶律令と云ふ。此の令によれば、京都に二官八省あり、地方には國司郡司あり、九州には太宰府あり、又徵兵の法を定め、京都に衛府あり、諸國に軍團あり、全國の壯丁三分の一を徴して兵士とす。學校は京都に大學あり、諸國に國學ありて、官吏を養成せり。此の律令は爾來永く我が國政治の本となれり。

其の後數十世を経て、後鳥羽天皇の時に至り、源賴朝起りて朝廷に請ひ、諸國に守護地頭を置き、幕府を鎌倉に開きしが、大いに質素儉約の風を勸め、武藝を勵まし、又信義を重んじ、氣節を尙び、名を惜み、死を恐れざる精神を養成せり。是れ即ち武士道にして我が國士風の特色をなし、封建制度の行はれし間に益々發達し、明治の御代に至りても其の餘風衰へず、然かも益々一般國民に普及するに至れり。

源氏に次いで北條氏興りしが、又よく賴朝の遺法を守り、尙武の風盛になりき。然るに其の頃、支那に元と云ふ強國起り多くの國々を攻め取りしが、龜山天皇の文永十一年に三萬餘の兵を率ゐて我が九州に來襲せり。次いで後宇多天皇の弘安四年に至り、十餘萬の大兵を以て來冠せり。龜山上皇大いに之を憂へ、長くも御身を以て國難に代はらんことを祈り給ひ、執權北條時宗は兵を勵まして之を禦がしめしが我が軍の將士、忠勇義烈善く戰へり。會々颯風大いに起り、元の船艦を覆し、敵兵或は溺れ、或は殺され、生きて還るを得たるもの甚だ少かりき。爾後元は復た我國を窺ふことなかりき。

北條氏以後、足利、織田の兩氏を経て、豊臣氏に至り、秀吉は諸外國をして我が朝廷の威光

の下に従はしめんとし、先づ朝鮮に嚮導せしめて明國を討たんとせしに、朝鮮其の命を拒みしかば、文祿元年、十三萬餘の大軍を出して朝鮮を征せり。斯くて我が軍多く勝利を得たりしが秀吉の病死によりて、此の役大局の効果を見ずして止みたり。其の後徳川氏の末葉に至り、内は國史研究の氣運熱して、尊王の説大いに興り、外は外國の使節來りて通商を求め、幕府の威信又諸侯を統制すること能はず、徳川慶喜、時勢の止むべからざるを察して、慶應三年、終に政權を奉還したりしかば、鎌倉以來の幕府の政治茲に全く止みて、王政復古せり。明治元年三月十四日、明治天皇紫宸殿に出御あらせられ、公卿諸侯を率ゐ、天神地祇を祭りて、五事を誓約し、維新の國是を定め給へり。其の五箇條の御誓文左の如し。

- 一、廣く會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
- 一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
- 一、官武一途庶民ニ至ル迄各、其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
- 一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
- 一、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

斯くて、廢藩置縣、徴兵制度、教育の普及、庶政の革新を行はせられ、遂に明治二十二年二月十一日、大日本帝國憲法を發布したまひ、翌年十一月詔して帝國議會を東京に招集し給ひ、我國立憲の政體茲に確立せり。

其の後、明治二十七年、韓國に内亂起り、清國は屬國の難を救ふと稱して兵を送れり。我國も亦我が公使館と居住民との保護のために兵を韓國に派し、清國と共に東洋の平和を謀らんとせしに、清國之に應ぜず、爲めに終に戰端を開きしが我が軍は、陸に海に連戰連勝したりしかば、清國終に和を請ひ翌二十八年四月、下關係約によりて、清國は韓國の獨立を認め、遼東半島及臺灣、澎湖島を我が國に譲り又貿易港を開き、償金を出すべきことを約し、兩國の和茲に成れり。然るに、ロシア、獨逸、フランスの三國は此の遼東半島の割讓を以て東洋の平和に害ありとし、之が還附を我が國に勸告したりしかば、我が國遂に之を容れて其議に従へり。其の後ロシアは其遼東半島にある旅順を、清國より租借して軍港となし鐵道を滿洲に敷きて旅順に通ぜしめたり。露國は又清國に對し滿洲に於ける撤兵を約しながら期に至りて其約を果さざるのみならず益々海陸の軍備を増大して、遂に滿洲を奪ひ韓國を威壓せんとし、我が國の安危にも關

することとなりしにより、我が國は再三露國に交渉し、平和手段を以て事局を解決せんとせしに、露國は我の誠意を諒とせず、曠日彌久、應答の期を延ばし、其の間に戦備をなすの形跡歴々たりしかば、明治三十七年二月六日我が國は、國交断絶の旨を彼の國に通知して戦端を開き先づ旅順艦隊の攻撃、仁川の敵艦撃沈を初めとして、南山の激戦、遼陽の大戦、沙河の合戦、旅順の陥落、奉天の大戦、日本海海戦等を経て、我が軍は連戦連勝し、武威大いに中外に揚れり。是に於て、明治三十八年六月米國大統領は、日露兩國に對し和を講すべきことを勸告したりしかば、双方より全權委員を出して平和條約を統結せり。その重なる條項は露國は、我が國が韓國に於ける政事、軍事、經濟上、卓絶なる利益を有することを承認し、北緯五十度以南の樺太を我に割讓し、又旅順、大連、及び其の附近一帯の租借權を我に讓與すること等なり。此の明治三十七、八年戦役の結果として、我が國は一躍して忽ち世界最強列國の伍にすゝみ、文明の競争場裡に立ちて、大いに奮進努力せざるべからざるの責任を荷ふに至れり。

以上、有史以來の我が國の事歴の一斑を述べたり。世界廣しと雖も、我が國の如く嘗つて一度も他國の凌辱を受けたることなく、金匱無缺の國體と、光輝ある歴史とを有するものなし、

前述せる御歴代の御遺訓と光輝ある國史の事蹟とは、恰かも日星を睹るが如く、昭乎として明らかなり。蓋し我が國が維新以來文明につき長足の進歩をなせるも、有事の日に國威を輝かすことを得しも、決して一朝一夕の故に非らず、皆其の基く所あり、神代以來御歴代の御遺訓と數千年の國史の事蹟とは、その素となり因となるものなり。我等幸にして此の光輝ある帝國に生れ、此の聖代に遇ふ。さればよく國體を辨へ、國是を識り、此の偉大なる國史の成跡を遺せる祖先に對して重大なる責任あることを自覺し、日進月歩、益々我が國粹を發展し、美風を宣揚せんことを期せざるべからざるなり。(帝國教育會、戊申詔書述義)

【問題】 一、戊申詔書中の「國史ノ成跡」の意義を明かにし且つ之につきて感ずる所を述べよ
(四十三回)

第三節 第二分節の解釋

憲ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ

【字解】「寔」は「まこと」「にの意。

「恪守」「恪」は敬也、「守」は「まもる」、故に恪守とは「ツ、シミマモル」事。

「淬礪」は「にらぎとぐ」ことで、劍などを鍛えて固くし又は磨きとぐ事にて「心に勉強する意。

「輸ス」は致す事、行ふ事。

「國運發展ノ本」は國家の運命を開き伸ぶる根本又は大本。

【解釋】謹んで按ずるに、「皇祖皇宗の御遺訓乃至は國史の成跡等は單にそれを知つたのみでは何の役にもたぬ。直ちに之を以て我等臣民の大主義、大典型として實行しなければならぬ。而して若しかくの如く神聖なる祖宗の遺訓と光輝ある國史の成跡とに深く鑑みて、此の詔書に示させ給へる諸徳即ち上下一致、忠實、勤儉信義、醇厚等を恪守し、誠心誠意實行して、少しも餘念がないならば、それは必然的に國運は發展し得らるのである。従つて國運發展の道は之を決して遠きに求む

べき必要は毫もない。」との御意である。

之を要するに、國運發展の本は「第一」神聖なる祖宗の御遺訓と「第二」に國史の成跡中にあるのである。換言すれば、此の詔書の御精神は實に皇祖皇宗の御遺訓であり又國史の成跡でもある。反對に、皇祖皇宗の御遺訓及國史の成跡は、即ち此の詔書の御精神であつて、所謂兩者は一體不二決して分離する事の出来ない性質である。何となれば、我等が祖宗の御遺訓と且つ國史の成跡とに鑑みて、誠心誠意、之を實行して少しも餘念がないならば、それは當然の結果として、茲に我が國の國運は隆々として發展し得らるるからである。蓋し皇祖皇宗の御遺訓を拜し國史の成跡等に鑑みるに、吾等はその間に協同忠實、勤儉信義、醇厚等苟くも、此の詔書中に御諭し遊ばされたる御趣旨を隨所に而かも最も明瞭に發見し奉ることが出來得るからである。故に皇祖皇宗の御遺訓乃至國史の成跡等を恪守し、奮勵努力以てその實行につくすならば、それは同時に此の詔書を遵奉し従つて國運を發展せしめる所以となり得るのである。之を要する

に我等臣民たるものは、先づ國運發展の大本が何所にあるかを充分に心得、而して之を決して誤つてはならぬ。

第四節 第三段總括

以上簡單ながら第三段の御書解を終つたから、次には之を概括的に御書解申上げやうと思ふ。即ち

「元來我が國には、神聖なる祖宗の遺訓と且つ光輝ある國史の成跡とがあるが、此の二つはその立派にして明かなる事、尙ほ彼の天上に輝いてゐる日星の様である。故に國運發展の道の如きも、之を決して遠き所に求むべき必要は少しもない。唯だ祖宗の御遺訓と且つ國史の成跡とに深く鑑み、而して之を常に恪み守つて奮勵努力すれば、それで以て、立派に國運は發展し得らるゝのである」と。

蓋し本段は、國運發展の原據乃至その根本を御示し遊ばされたるものである。

第五章 第四段謹解

第一節 概説及區分

第四段は「朕ハ方今ノ世局ニ處シ」より「朕カ旨ヲ體セヨ」に至るまでとあるが、今之を次の二分節として御書解申し上げ様と思ふ。

詔書第四段

- 一、朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚籍シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ
- 二、爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

第二節 第一分節の解釋

朕ハ方今ノ世局ニ處シ我ガ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ

【字解】「方今」は既に説明せし所の如く「現今」、「現在」、「唯今」の義。

「世局」は該時代の状態即ち時勢の義である。

「忠良ナル臣民」「忠良」は忠義善良の意であるからよ、い、け、ら、い、の、事。

「協翼」「協」は來の和すること、「翼」は助くる事。故に「協翼」とは心を合し力を合せて助くる事。

「依頼」は依頼する事。

「維新」は明治維新の事。

「皇猷」は大なる「ハ、カ、リ、ゴ、ト」此所では明治維新の際に於ける五箇條の御誓文等にある御皇謨を云ふ。

「恢弘」は「大いにし且つおしひろめる」義。

「威徳」は威光ある御徳。

「對揚」「對」は「答へ」「揚」は「發する」義、故に對揚とは答へ上ぐる事。

【解釋】讀んで接するに、本文は「朕は現今の時勢に於て、我が忠義善良なる汝等臣民の協心戮力に依頼して、彼の明治維新の際に樹立した大計劃を益々擴張し、以て我が祖宗の御威徳に御答へ申上げると共に尙一層之を發揚したいと思ふ」と云ふ御意である。

思ふに當時我國に於ては戦後の政務頗る多事多端、加ふるに國民何れも戦勝の榮譽に忝れて、忠實、勤儉の風漸く衰へ、浮華、淫靡の俗殆んど天下に充滿してゐた。實に當時の御製

ともすれば浮き立ち易き世の人の

心の塵をいかに拂はん

を拜誦する時、如何に 明治天皇が深く御震襟を惱ませ給ひしかを御推察申上ぐるを

得て、誠に恐懼に堪へない。而かも明治天皇には尙ほ且つ我等一般臣民を御信頼遊ばされて、「我が忠良なる臣民の協翼に倚藉して」云々と、宣ふ。誠に畏しども畏しき極みである。思ふに此の御一節は我等臣民の最も心魂に徹し、且つ恐懼感激情く能はざる所である。されば我等臣民たるもの粉骨碎身以て、明治天皇の大御心に添ひ奉らねば相濟まぬ次第である。

【註】 維新ノ皇猷

(一) 意義 「維新ノ皇猷」とは明治元年三月十四日、明治大帝が御即位の始め、京都紫宸殿に出御あらせられ、公卿諸侯を率ゐ給ひて、親しく天神地祇に御誓ひ遊ばされた、五ヶ條の御誓文を云ふのである。朝見式勅語中の「維新ノ宏謨」國際聯盟離脱に関する詔書中の「皇祖考ノ皇猷」等は何れも之を云ふのである。

之によつて、我等は大帝の施政に関する根本御方針を恐察し奉ると共に、その御偉大な御人格に接することが出来るのである。

(二) 由来 一 聖明治維新は、源賴朝以來六百八十年間もつゞいた武家政治を朝廷に奉還したのであるが、幕末以來の動亂は今尙熾まず、殊に幕府の舊臣中には幕政の昔を慕ふものがあり、剩さへ西洋諸國との關係、交通等も日に増し複雑になり、かくて一般國民は、眞にその適從する所を知らないと云ふ有様であつた。こゝに於てか、長くも、大帝には御憂慮のあまり、五ヶ條の御誓文を天地神明に御誓ひ遊ばされて、文武百官を始め、一般國民に御示教遊ばされたのである。爾來、我が國は、此の國是を大本として、或は憲法を發布して、帝國議會を召集し、或は舊來の陋習を破つて、天地の公道に基き、或は智識を世界に求めて、皇基を振起する等、僅々五六十年の短日月を以て、今や世界三大強國乃至は一等國の班に列することが出来たのである。而してその全文は次の通りである。

(三) 本文

- 一、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
- 一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
- 一、官武一途庶民ニ至ルマテ各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス

得て、誠に恐懼に堪へない。而かも明治天皇には尙ほ且つ我等一般臣民を御信頼遊ばされて、「我が忠良なる臣民の協翼に倚藉して」云々と、宜ふ。誠に畏しども畏しき極みである。思ふに此の御一節は我等臣民の最も心魂に徹し、且つ恐懼感激情く能はざる所である。されば我等臣民たるもの粉骨碎身以て、明治天皇の大御心に添ひ奉らねば相濟まぬ次第である。

【勅】 維新ノ皇猷

(一) 意義 「維新ノ皇猷」とは明治元年三月十四日、明治大帝が御即位の始め、京都紫宸殿に出御あらせられ、公卿諸侯を率ひ給ひて、親しく天神地祇に御誓ひ遊ばされた、五ヶ條の御誓文を云ふのである。朝見式勅語中の「維新ノ安謐」國際聯盟條約に關する詔書中の「皇祖考ノ皇猷」等は何れも之を云ふのである。

之によつて、我等は大帝の施政に關する根本御方針を恐察し奉ると共に、その御偉大な御人格に接することが出来るのである。

(二) 由来 一體明治維新は、源賴朝以來六百八十年間もつゞいた武家政治を朝廷に奉還したのであるが、幕末以來の動亂は今尙熾ます、殊に幕府の舊臣中には幕政の昔を慕ふものがあり、剩さへ西洋諸國との關係、交通等も日に増し複雑になり、かくて一般國民は、眞にその適從する所を知らないと云ふ有様であつた。こゝに於てか、長くも、大帝には御憂慮のあまり、五ヶ條の御誓文を天地神明に御誓ひ遊ばされて、文武百官を始め、一般國民に御示教遊ばされたのである。爾來、我が國は、此の國是を大本として、或は憲法を發布して、帝國議會を召集し、或は舊來の陋習を破つて、天地の公道に基き、或は智識を世界に求めて、皇基を振起する等、僅々五六十年の短日月を以て、今や世界三大強國乃至は一等國の班に列することが出来たのである。而してその全文は次の通りである。

(三) 本文

- 一、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
- 一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
- 一、官武一途庶民ニ至ルマテ各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス

- 一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 - 一、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

明治元年三月十四日

(四)解釋 御誓文の全文について一々詳細に解釋を試みると云ふことは仲々容易でないから、ここでは前記各條を簡單に御通解申上げることにする。

一、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ。

「萬機」はもろ／＼の政治、「公論」は私論の反對で公明正大の義。天下のことは一人で私すべきものでないから、廣く多くの人々と會議をして、その上で決定せよとの御精神で、此の御精神が明治二年四月二十日の國是會議の詔となり、延いて元老院・地方官會議となり、遂に明治二十二年の帝國憲法の發布となり、翌二十三年に帝國議會の召集開會となつて、ここに始めて、我が國は東洋唯一の立憲國となつたのである。

一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ

「上下」は上、天皇陛下より下、一般庶民に至るまでをいふ。「經綸」は天下を營み治める義。上下一心協力して我が國家をよく治めよと云ふ事で、舉國一致して國運の發達進歩をはかれよとの御意である。

一、官武一途庶民ニ至ルマテ各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス

「官武」は文官武官の義。「一途」は一つみち。「庶民」は農工商等一般臣民の意。「其志ヲ遂ケ」は其の希望を達せしめること。「人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス」は、人々の心を倦怠せしめないやうにすること。全體の意は「官吏も軍人も其他一般庶民も國民全體各其志望目的を達せしめて、人々をして倦怠せしめないやうにせよ」との御意である。換言すると、個性を充分に發揮せしめて、人材登用の道を御開き遊ばされたものである。

一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ

「舊來ノ陋習」とは、昔より傳つてゐる悪い風習である。「天地ノ公道」とは特定の國家又は社會のみに行はれる道德ではなくて、全世界何れの國家、何れの社會に於ても適用せられる道德を云ふ

それ故、本條は「我が國に於て、昔から傳る風習中、時勢上不適當なものは、それを破棄して、世界の輿論公道に服従せよ」との義である。

一、智識ヲ世界ニ求め大ニ皇基ヲ振起スヘシ

翻つて顧るに、維新當時に於ける我國民の智識技能は、頗る幼稚狭少で、その範圍も朝鮮・支那・印度・和蘭等の儒教・佛教・醫學・兵學等の初步位に過ぎなかつたのであるが、一度彼の歐米各國と交通するに及んでは、彼の國の進歩せる科學・道德・宗教・哲學等が盛に輸入紹介せられ、特に自然科學に於ける醫學・工業・交通等の應用方面に於ては、實に驚歎すべきものばかりで、就中、電信・電話・電燈・電車・汽船・鐵道・飛行機等の如きに至つては、全く話にも比較にもならなかつた。

こゝに於て、大帝には之等の智識技能を、廣く世界各國に求めさせ給ひて、我が國の皇基を大いに御振起遊ばされられたのである。但しこゝに一言注意すべきは、「智識ヲ世界ニ求めヨ」とは決して歐米の科學文物に對して心酔模倣せよとの意ではないことである。そは何處までも我國を本として、彼の長を採つて、我が短を補ひ、以て大いに我が皇國の基礎を振作興起せよとの御意

であつたのである。

さて最後に、注意すべきは次の追章である。
我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ新國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

「未曾有ノ變革」とは、今までにためしのない程の大きいかはりあらたまること。こゝでは明治維新のこと。「朕躬ヲ以テ」は天皇御自身の意「衆」衆人にして多くの人を指す。「天地神明」天地の神様。「新國是」國是は國家の大計、五ヶ條の御誓文を指す。「萬民保全」全國民を安寧幸福にする義。「旨趣」むね、おもむき、精神。そこで全體の御意は

「今度我國開國以來未だためしのない大變革をなさうと思ふ。そして朕躬ら汝等有衆に率先して天地の神様にお誓ひを立て、大いに此の五ヶ條の國是を定め、そして天下萬民を安寧幸福にせしむる道を立てやうと思ふ。ついでには汝等有衆も亦朕の精神の存する所に基いて心力を合せて努力せよ」と。

要するに、此の五ヶ條の御誓文は、明治大帝が前古未曾有の大變革を御實施遊ばされるに際し

て、斷乎たる御決心のもとに、我が新日本の今後取る可き根本方針を群臣と共に、長くも、廣くも、沐浴遊ばされて、天地神明に御誓ひ遊ばされたもので、大帝には恐れ多くも「朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ」と仰せられてある。かくの如く。大帝は何時も、至尊のかしこき御身を以て、天下萬民に率先せられて、活模範を御示教遊ばれて居る。明治以後の盛世は、一つに大帝の新うした大御心の賜で、此の點は我等國民の深く銘記すべきことである。

【問題】

- 一、戊申詔書中の「維新ノ皇統ヲ恢弘シ」の意義を説明せよ。(五十五回)
- 一、戊申詔書中の「維新ノ皇統」につきて記せ。(五十七回)

第三節 第二分節の解釋

爾臣民共ニ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

【字解】「爾臣民」は教育勅語にも見えたるが如く。我等臣民全體を御指稱遊ばさる御言葉である。

「朕カ旨」は「朕の精神の存する所」の義。

「體セヨ」は體得實現せよとの事、誠に此の一語は決して輕々しく承るべき事でない。

5.

【解釋】謹んで按ずるに、本節は「汝臣民たるもの、よく朕の精神の存する所を知つて、そして之を實踐躬行せよ」との御意である。明治天皇の御精神とは、云ふまでもなく戊申詔書中に御教示下され給ふ諸徳即ち、忠實、勤儉、信義、醇厚等更言すれば國運發展の道をはかること、更に換言すれば神聖なる祖宗の御遺訓と且つ光輝ある國史の成跡とに深く鑑みて我が國の國運を發展せしめ以て彼の明治維新の大皇漢を益々恢弘し、依て以て皇祖皇宗の御威徳を御對揚遊ばさるゝ事である。而してその方法は他なし。唯だ此の詔書中の第二段に於て御示教遊ばれたる、「上下心ヲ一ニシ、忠實業ニ服シ、勤儉業ヲ治メ、信義ヲ守リ、風俗ヲ醇厚ニシ、華ヲ去リ實ニ就キ、荒怠相賊メ、自強息マサルヘシ」等の諸徳を實踐躬行するにある。

之を要するに我等臣民たるもの、かへすくも、明治天皇の此の御聖旨を奉戴して、

日夕その實踐躬行に努め、以てその大御心に添ひ奉らねば相ひならぬ次第である。

第四節 第四段總括

今本詔書第四段を總括的に御覽解申上ぐれば次の通りである。即ち、

「朕は現今の時勢に於て、我が忠義善良なる汝等一般臣民の助けに依つて、彼の明治維新の際に確立した我が國の國是乃至は大皇統を愈々擴張し、且つ恢弘し、そうして我が皇祖皇宗の御威徳に對し、一つには御答へ申上げ、二にはそれを益々發揚致し度いものである。ついでには汝等臣民たるものも、よく朕の精神のある所を知つて、而して之を體得實行せよ」と。

第六章 戊申詔書と教育勅語との關係

戊申詔書と教育勅語との關係については、同文館發行の哲學大辭書中、井上哲次郎並に伊藤吉之助兩氏の説が最も適當であらうと、思ふが故に、恐縮乍ら左にその全文を拜借せうと思ふ。

「戊申詔書」は戦後に於ける日本の時弊を救ふがために賜はりしものにして、吾人は廣く其御趣旨を社會に普及せしめざるべからざるも、此の詔書を余りに獎勵するが爲めに、「教育勅語」の方を忘るが如き事之れあるべからず。「教育勅語」は日本國民の教育に取りては實に永久論るべからざる聖典なり。一般國民教育の大方針なり。「戊申詔書」は固より國民一般の遵奉せざるべからざる重要なものなりと雖も、特に日露戦争後の社會に賜はりしものにして、其の關する所は際限なきも、國民教育のためと云はんよりは臣民一般に賜ひしと同時に日露戦争後の日本に賜ひしものなる

事を記するを要す。然るに「教育勅語」は一時の社會の爲めに賜はりたるものに非らずして永遠の大方針なり。故に「戊申詔書」を大切なりとすると同時に「教育勅語」は決して忽（きよ）にすべからず。後に出でたる「戊申詔書」が前の「教育勅語」を打ち消す如きものに非らざるは特に云ふまでもなし」と。

明治天皇御製

○ ちもふこと思ふがまゝになれりとも

身を慎まむことな忘れそ。

○ ともすれば思はぬ方にうつるかな

心すべきは心なりけり。

第三編 國民精神作興詔書謹解

第三編 國民精神作興に関する詔書讀解

第一章 序 説

第一節 國民精神作興に関する詔書とは何ぞや

〔一〕意義 國民精神作興に関する詔書、とは大正十二年十一月十日、長くも先帝、大正天皇より主として震災後の國民精神を振作し、以て國家を興隆し給はんとの大御心より御下賜遊ばされた詔書である。而して此の詔書を又「癸亥詔書」とも申上げるが、そは之れを發布せられた年が、恰かも癸亥即ち「ミズノトキ」であつたからである。

〔二〕發布の由來 さて 明治天皇は先きに我等一般國民に優渥なる、教育勅語を賜つて國民道德の大本を御教示遊ばされ、次いで又日露戦争後國民擧つて戦勝の餘弊に

陥り、人心漸く弛み、華奢遊惰に流れ、勤儉醇厚の美風地を拂ひ天下舉つて荒怠の悲しむべき状態に瀕するや、茲に戊申詔書を御下賜になつて、我等臣民にその嚮向する所を御諭し遊ばされたのであるが、更に 大正天皇には、大正十二年十一月十日、彼の歐洲大戦以後、我が國民の生活が著しく浮華放縱となり、同時にその思想が甚だ輕佻詭激に失し、剩さへ各種の社會問題等惹起し、爲に國民道徳も動搖する有様となり、眞に我が國將來の爲め憂ふべき傾向となつた。加ふるに偶々前古未曾有の關東大震災等も突發するあつて、その結果誠に國歩艱難の最極點に到達した。此所に於て、長くも、大正天皇大いに御珍念遊ばされ如何にもして、此の頹廢せる國民生活と惡化せる國民思想とを挽回せしめ以て、此の一大難局に對する大策と而して國民御激勵の、いとも有難き大詔を御發布あらせられたのである。之れ即ち國民精神作興に關する詔書又は癸亥詔書そのものである。

【補】 山本首相の告諭 (大正十二年十一月十一日)

我ニ帝都ノ復興ニ關スル聖詔ヲ拜セシニ今又精神振作ノ大詔ヲ下シテ、國家興隆ノ道ヲ示シクマヒ、國民ヲシテ其ノ向フ所ヲ知ラシメ給フ。數慮深遠誠ニ感激ノ至リニ堪ヘス。謹ミテ案スルニ 明治天皇夙ニ開國進取ノ國是ヲ定メ積弊ヲ一新シテ、庶政ノ整革ヲ斷シクマヘリ。是ニ於テ民心一時ニ作興シ實實剛健ノ氣風ヲ以テ、文化ヲ開發シ國運ノ隆々タル、前古其ノ比ヲ見ズ。後教育ニ關スル勅語ヲ下シテ、其ノ大綱ヲ論シ國體ノ尊ブベク、淵源ノ重ズベキヲ知ラシメクマヘリ。日清日露ノ兩戰役ニ偉績ヲ奏セシハ實ニ、教育勅語ノ明効ナリ。然ルニ國威ノ宣揚セラレタルト共ニ國民ノ意、漸ク驕リ動々モスレバ、輕佻浮華ニ失セントスルモノアリ。先帝更ニ大詔ヲ煥發セラレ、勤儉ヲ勸メ、荒怠ヲ戒メクマヘリ。然レドモ積年ノ宿弊ハ容易ニ之ヲ改ムルヲ得ズ。殊ニ歐洲大戦ノ重セル經濟界ノ變調ニ促サレテ、人心放縱ニ流レ節制ヲ失ヒ、國情ト相容レザル外來思想ト相待ツテ、思想詭激ニ趨カントスルノ風アリ。今ニシテ反省自覺以テ中正ニ歸スルニ非ラズンバ、社會ノ頹敗ハ途ニ之ヲ濟フニ由ナカラムトス。今未曾有ノ天災ニ際シテ、此ノ聖詔ヲ拜スルニ至リタル所以ヲ思ヒ、恐懼益々深シ。願ミルニ聖旨ヲ奉體シテ、之ガ實行ヲ期シ文物ヲ災後に恢復シテ、更ニ國運ノ振張ヲ圖ルニハ 其ノ努

力從來ニ幾倍スルモノナルベカラズ。是レ國民精神ノ振作更張特ニ急切ヲ告グル所以ナリ。之レガクメ先ヅ教育ノ振興ヲ圖リ、特ニ德育ヲ根抵トシテ重キヲ人格ノ養成ニ置キ、弛緩セル風紀ノ振肅ニ勉メ、浮華ヲ去リ、輕佻ヲ斥ケ、我カ國道德ノ大本タル忠君愛國ノ思想ヲ基礎トシテ、益々協力一致義勇奉公ノ精神ヲ旺ニシテ、官民齊シク奢侈ヲ戒メ、冗費ヲ節シ生活ノ安固ヲ圖リ、經濟上ノ實力ヲ養ヒ、進ンテカヲ産業ノ進歩ニ盡クシ、以テ國家ノ興隆ヲ致サザルベカラズ。

今此ノ災厄ノ後ニ於テ、人々ノ自覺ヲ促シ、現下ノ弊風ヲ一掃シテ、維新當初ノ元氣ニ復シ、國民ノ精神ヲシテ意々剛健ナラシメ、相率ヒテ文物ノ恢復ト國力ノ振興トニ盡瘁シ以テ聖慮ニ副ヒ奉ラムコトハ、本大臣ノ切望シテ止マザル所ナリ。

第二節 本詔書と教育勅語並に戊申詔書

との相互關係

讀んで按ずるに、誠ニ恐縮ではあるが、國民精神作興に関する詔書は、或る意味に於て第二の戊申詔書とも申し奉ることが出来様とも思はれる。何となれば戊申詔書は前既に屢々御覽解申上げた様に、それは實に日露戦争即ち明治三十七八年の戦役後に於ける人心の動搖に際して、特に我が國民の反省考察しなければならぬ諸點を御訓誡遊ばされたものであると拜察し奉るものであるが、それと全く同様に今回の詔書は實に彼の歐洲大戦殊に關東大震災を機として、人心の動搖を御鎮定遊ばされ更にすゝんで、荒廢の極點に達せる國民精神を作興せしめ、以て、大震災によつて蒙りたる大損害を回復すべき諸點を御教示相成つたものであると拜察し奉るからである。故に國民精神作興に関する詔書は大體に於て、戊申詔書と同様に心得て然るべしと思惟するものである。

従つてその永久に亘つて、我が國民教育の根幹となり指針となり乃至は國民道德の一大綱領たるべき道德は、尙依然として、明治天皇の御下賜遊ばされたる、「教育に關

する勅語」そのものである。即ち換言すれば國民精神作興に関する詔書は教育勅語の御精神が晩近に於ける世相の轉移と而して關東大震災とに遭遇して一層具體的に表現せられ、以て、時勢上、一般國民の將に心得べき諸點を御教示相成つたものであらうと御體解申上げて然るべしと信ずるのである。

勿論その實質内容上より云へばみなひとしく 天皇陛下の大御心より御煥發遊ばされたる御聖訓である以上、決して、その間に大小輕重の差別を附すべき限りではないが、乍併研究上その間に多少の區別を設くる事は強ち不合理ではない。されば本詔書は何所までも、教育勅語並に戊申詔書の御趣旨、御精神を時勢上、一層具體的に而かも御詳細に御示し遊ばされたるものであつて、その理由は本詔書中の至る所に御窺ひ申し奉るが如く、前二詔勅の御精神を實踐躬行して、誤まらない所にある。けれども形式上より云へば、或は前二詔勅中に顯れてゐない徳目も決してないではない。例へば

「恭徳ヲ守リ」「責任ヲ重シ」乃至は「博愛共存ノ誼ヲ篤クシ」等はそれである。併し乍らその形にこそ表はれてゐないが、その御趣意御精神等に至つては充分に包含されてゐるのである。

【補】 國民精神作興に関する詔書と教育勅語並に戊申詔書との關係 大正十二年十一月十日に煥發せられた詔書は、震災後の國民精神振作に関するものであるから、之を暫く國民精神振作の大詔と稱する。この詔書は、明治年間の教育勅語及戊申詔書と密接なる關係のあるもので、その關係のあることは、詔書の第一段に明瞭に見えてゐる。教育勅語は明治初年以來我が國民道徳を如何にすべきか甚だ不明であつた所からその大方針を御示しになつたものである。戊申詔書は日露戦役後國民の非常に、勤儉努力を要する際であつたから勤儉、産を治むる様に弘く國民にその精神を御示しになつた次第である。本詔書は大正十二年九月一日の震災が非常な災厄を東京市を始めとし、その他近縣にまで齎らしたのであるから、随分國民精神の上にて一時打撃を與へたので、この際大いに國民精神の振作を要するといふ思召で、十一月十日を

以て國民に賜つた次第であらうと察し奉るのである。(井上博士 我が國體と國民道徳)

第三節 國民精神作興に関する詔書の本

文と段落並にその大意

第一段

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メテセラレ國體ニ基キ淵源ニ溯リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ賊ヲ垂レタマヘリ是レ皆道徳ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非ラサルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ

【大意】 藍んで括弧する、此の一段は、「國家興隆の大本は一つに、國民精神の振作

更張にあること」を論じ遊ばされたものであるが、尙ほ一層詳細に云へば、先づ第一に、國民精神作興に関する詔書御下賜についての大神を仰せられ、次いで、明治天皇の「教育に関する勅語」並に「戊申詔書」等を掲げられて、大帝の御洪謨とその効果とに御論及相成り、最後に大正天皇の御孝心と而して臣民に對する大御心とを御述べてなつたものと拜察し奉るのである。

第二段

晚近學術益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習ヒ漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚ク大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツテ是レ實ニ上下協贊振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實効ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リ

ヲ秩序ヲ保テ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテカヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安寧社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌々國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

【大意】 謹んで按ずるに、第二段は本詔書中の根幹とも申し奉るべき最も重要な部分であるが、さて 先帝 大正天皇には、先づ現代世相と關東大震災との事を仰せられ、次に之が目下の對策法としては、その根本方針として彼の 明治天皇の御聖訓たる「教育に関する勅語」の御精神を遵奉すべき事を宣ひ、更に「宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ」以下「カヲ公益世務ニ竭シ」に至るまで、凡そ其の大綱十三目に亘つて、最も御詳細に、時勢に對する我等一般國民の心得と且つ人間としての普遍的大道をば、御教示に相成り、最後に先帝陛下の御希望を御洩らし遊ばされ、以て本詔書全體の歸結ともなされてゐらるゝのである。

【補】 國民精神作興に関する詔書の漢譯

朕惟國家興隆之本在於國民精神剛健不可不涵養之振作之以固國本是以先帝留意教育基乎國體邇乎淵源揭皇祖祖宗之遺訓照示其大綱後又詔臣民動忠實勤儉申信義之訓垂荒怠之誡是莫非所以皆尊重道德涵養振作國民精神之洪謨爾來趨向一定效果大著以致國家興隆朕即位以來夙夜兢兢常思紹述俄遭災變憂悚交、至。

晚近學術益聞人智日進然浮華放縱之習漸萌輕佻瀆激之風亦生不及今革時弊恐或失墜前緒況今次災禍甚大文化之紹復國力之振興皆待於國民精神乎是實上下協贊振作更張之秋也振作更張之道無他在於恪遵先帝聖訓舉其實効耳宜崇教育淵源努智德並進肅正綱紀匡勸風俗斥浮華放縱趨乎實實剛健矯輕佻瀆激歸乎醇厚中正明人倫致親和守公德保秩序重責任尙節制揚忠孝義勇之美篤博愛共存之誼入則恭儉勤敏服業治產出則不偏於一己之利害竭力於公益世務以圖國家興隆與民族安榮社會福祉朕冀爾臣民協翼彌固國本以恢弘大業爾臣民其勉旃。

第二章 第一段謹解

第一節 概説及區分

詔書第一段は「朕惟フニ國家興隆ノ本ハ」より「憂懐交々至レリ」に至るまでであるが、今之を次の三分節として御覽解申し上げ様と思ふ。

詔書第一段

- 一、朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス
- 二、是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ溯リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作

スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ

- 三、朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂懐交々至レリ。

第二節 第一分節の解釋

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス

【字義】「國家興隆ノ本」「國家」は簡単に云へば國で無論我が大日本帝國のこと「興隆」は盛になること、「本」は大本又は根本のこと、故に之を通じて云へば我が國家を盛んにする大本はと云ふ義である。

「國民精神ノ剛健」「國民精神」はやまと心、日本魂又は日本精神のことである。「剛

「健」はすこやかにして且つ強いこと、即ち心のしつかりとしてゐること、故に國民たる人々の心のしつかりしてゐること。更言すれば我が國民精神が剛直、健全にして柔弱、不健全にあらざることである。

「之ヲ」は國民精神を指す。

「涵養」は「ひたしやしなふ」こと。こゝでは人間の心性を養成する義である。

「振作」は興起又は振興に同じく、ふるひおこすこと。

「國本」は國家の依つて立つ本、又は基礎、こゝでは國體を指す。

【解釋】謹んで按ずるに本節は、本詔書冒頭の御言葉であると同時に、又本詔書全體の御精神をよく一言にして御道破遊ばされたる、誠に意味深重の御言葉である
即ち

「朕がよく／＼考へて見るに、凡そ國家が盛大隆昌になるの大本は一つに、その國民たる人々の心のしつかりとしてゐる所にあると思ふ。故に此の國民精神である、大

和魂をして、十分に涵養振作し、そうして國家の基礎である所の國本即ち國體を動搖せしめない様に強固にしなければならぬ」と。

之を要するに、本節は國家興隆の根本其隨が實に國民精神の剛健にあることを宜ひて、之が涵養振作の特に必要なことを御教示遊ばされたものである。而かも國家興隆の目的は、云ふまでもなく國本即ち我が國體をして確固不動ならしめる點にある。蓋し戦近特に彼の歐洲大戰以後、我が國體と相容れない諸種の思想が輸入紹介せられてその結果、稍々もすれば世界萬國に比類なき金匱無缺の我が國體が動搖せんとするの傾向がないではなかつた。此所に於てか畏くも先帝陛下には大に御軫念遊ばされ給ひしが、たゞ／＼關東大震災を機として、此の惡化せる思想を御擊退せしめ給ひ、國民精神をして剛直、健全なる様涵養振作し、以て我が國體をして富嶽の安きに置かれん事を御諭し遊ばされたものである。蓋し彼の關東大震災のもたらせる我が國の物質的損失は、そは後にも説明するであらうが、實に莫大にして殆んど言語以上であり

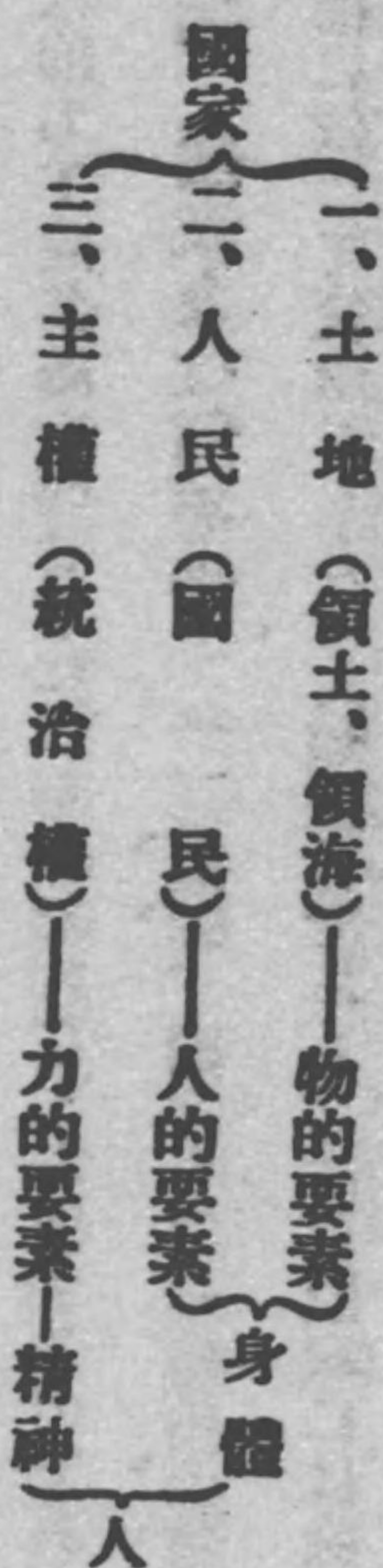
従つて之が回復は目下の一大急務であるが、而かも尙それ以上に急務中の急務は國民精神を涵養振作することである。蓋し國民精神の涵養振作はその根本で、物質的回復はその末である。然り一度國民精神の涵養振作せられんか、其の結果はやがて物質的回復の實現となり、國家は興隆し、民族は安榮し、社會は福祉し以て國本即ち我が國の國體は磐石の安きに置かれること期して待つべきである。そもく我が國は萬世一系の國體と相始終し、國家と國體とは一體不離の關係をなし、その間如何に密接不可離なるかは、既に我等の屢々説明せし所である。

さて先帝陛下がこゝに「國家興隆の本」と「國本」と二度も此の「本」の字を御使用遊ばされたるは我等の特に注意すべき點である。

【補】 國本とは何ぞや (前略)本詔書に見えてをる國本は即ち國體のことと、解釋すべきであらう。殊に近世各國の狀況を大觀すれば、よく解ることである。獨逸は帝國として榮えてゐるが、大戰の結果一變して國體政體共に變つてゐる。オーストリアも同じ運命に遇つてゐる。

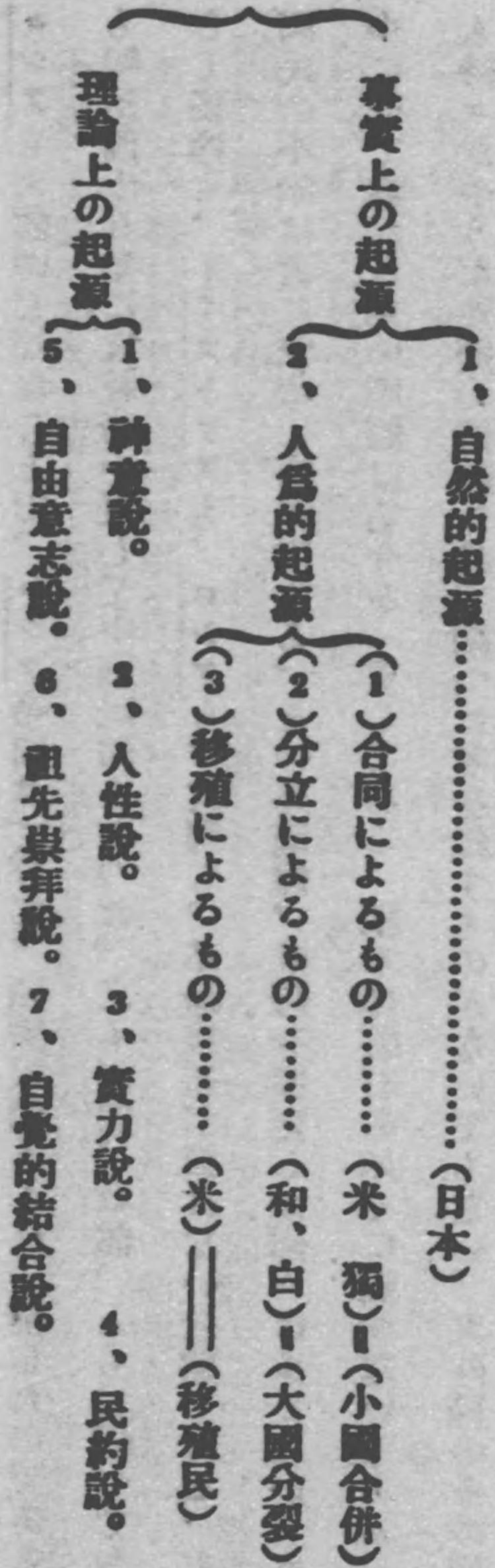
ロシアも大體同じ様なことで、ロシア帝國は亡びて、國體政體ともに一變したのである。支那も明治四十五年に宣統帝を廢して中華民國となつた。之も國體、政體、ともに變つてゐる。そして獨逸も、オーストリアも、ロシアも、支那も、革命後甚だ振はない状態である。それらの國民の不幸は實に氣毒な有様である。その外國體、政體を變更した國々は少くない。さういふ中に於て我が日本の國體は古今を一貫してをる、國本は磐石の如くに動かないである。けれども時々かやうな外國の變動を見て躍つた考を起すものがないでもない。又外國のその様な變動と云ふものは、矢張り色々其の國々の思想と伴つたものである。我が國に於てもそれ等の革命思想に影響されないものはないではない。それでよく我が日本の國體の據つて來たる所を根本的に究明して、國本の何たるかに就いて決して迷ひを生じない様にならねばならぬ。さうすれば國民精神の振作期して待つ可きである。で詔書に「國本ヲ固クセサルヘカラス」とあるのは即ち丁度其處を仰せられたものであらうと察するのである。(井上博士、我が國體と國民道徳)

【補】 國家とは何ぞや (一)意義、國家とは一定の土地及び人民を基礎とし、唯一獨立の主權に依つて統治せらるゝ人類社會である。故に國家には次の三要素がある。



従つて以上三者の内、その何れを缺ぐとも國家と稱することは出来ない。さて此の國家を若し人にたとふれば、土地及人民はその身體に當り、主權はその精神に當る、その中主權は最も重要なる要素で、其の有無は、實に社會と國家との相違となる。

(一) 國家の起源又はその構成 に関する學說を表示すれば左の通りである。



之を要するに、國家成立の原因は、内部的要件としては人類の合同性に基き、外部的要件としては人類生存の必要上より必然的に成立せるものである。

(三) 國家發達の順序

- 第一、家族時代……………太古
- 第二、部族時代……………上古
- 第三、封建時代……………近世
- 第四、國家統一時代……………現代

之を要するに、家族集つて部族をなし、部族合して封建時代となり更に之等の大部族が統一されて、茲に完全なる近世的國家となつたのである。

(四) 國家の目的 を一言にして盡くせば、永遠に亘りて自己の生存と且つその發達とを圖るにあり。即ち國家は之がため内、法律命令を施行してその安寧秩序を保護増進し、外、獨立の品位を保持して外國と交り、通商貿易等を營み、以て國家の富強と國民の安寧幸福とを圖かる。而して彼の立法司法行政等諸種の機關は之が運用をして容易ならしめる爲めのものである。

以上を表示すれば次の通りである。



(五)國家と個人との關係 國家と個人とは極めて密接なる關係を有す。そもく國家は單なる個人の集合ではないけれども、その成立には必ず多數個人の集合を以てその必要條件とする。即ち個人は國家構成の重要分子であるが故に個人がなければ國家の成立は又之を望むことが出来ない。然るにその個人は國家内に於てその保護恩恵を受けて始めて茲に完全なる生存と且つ

發達とをなすことが出来る。之れ國家的生活は人間至高の生活形式なりと云はるゝ所以である。更に國家の發達は之をその構成分子たる個人の發展進歩に待つべく、反對に個人の安全幸福は又國家の發達に待つべきものである。故に兩者の關係は恰かも細胞の有機體に於けるが如く、相即不可離のものである。されば國家の發達繁榮のみをはかつて、個人の生存を無視するが如き極端なる國家主義や、或は個人目的國家手段説を取る個人主義の共に不合理なることは今更云ふまでもないことである。

【問題】

- 一、國家の意義をのべて其の目的を明かにせよ。(三十八回)
- 一、國家と個人との關係をのべて。(三十回、四十四回)
- 一、國民精神作興に関する部會中の「國家興隆ノ本ハ國民精神ノ開發ニ在リ」の意義を説明し且つ之につきて感ずる所を述べよ。(五十六回)
- 一、人生と國家との關係を述べよ。(五十八回)

第三節 第二分節の解釋

是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メテセラレ國體ニ基キ淵源ニ溯リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ昭シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠

ヲ垂レタマヘリ是レ皆道徳ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナ
シ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ

【字解】「先帝」は明治天皇のこと。

「國體」は前にも屢々説明せし所の如く簡單に云へば「國柄」である。

「皇祖皇宗ノ遺訓」は皇室の御先祖方の御遺し遊ばされた御教へ、即ち、教育勅語
の「爾臣民父母ニ孝ニ」以下「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」に至るまでの御訓
へを指す。

「大綱」は「大ヅナ」「大グクツ」にて事物の根本となる所の義。

「昭示」は「明示」にして明かに示す事。

「申ネテ」は重ねて同じく物を再び繰り返へすこと。

「洪謨」は「大なるのり」即ち洪範又は洪軌の義。

「趨向」「趨」は「赴き」「向」は「嚮ふ」こと、故に趨向は赴き向ふべき方向、こゝ

では一般國民の目當とする所の義。

「效果」は效力ある結果、即ちきしめのこと。

【解釋】 讀んで按ずるに本節は、先帝明治天皇の御洪謨即ち「教育勅語」と「戊申
詔書」との二大詔勅を御列舉遊ばされて、其の各々御精神のある所を御明白にせ
られ、更にすしんでその御效果にまで御論及に相成つた、先帝御讚美の御言葉で
ある。即ち

「此の故に、先帝明治天皇には夙に大御心を教育のために御留意遊ばされ、先きに
は明治二十三年十月三十日、國體の精華と皇祖皇宗の御遺訓とに基いて、國民道徳
の大本たる「教育に關する勅語」を御發布に相成り、次いで又明治四十一年十月十
三日には、「戊申詔書」を御下賜遊ばれて、時勢上我が國民の最も急務とする、忠實、
勤儉、信義、荒怠等の諸徳について、懇々御教示下つた。而して之等のことは何れ
も皆な道徳を尊重して、一般國民の心を涵養振作せらるゝ所以の大經典でないもの

はない。果せる哉、それ以來國民の氣風精神が一定して著るしくよくなり、その成績頗る見るべきものがあり、かくて我が國の興隆盛大を致したのであると。(教育勅諭及戊申國書第二段參照)

第四節 第三分節の解釋

朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ

【字解】「夙夜」は「朝早くより夜おそくまで」。故に常に、又は何時もといふ程の義。

「兢兢」は戒めつゝしみて自ら安んぜざる貌

「紹述」は前代の事を述べついで尙ほ一層よくすること。

「災變」は災異、災難で、こゝでは關東大震災を指す。

「憂悚」は「心配シ且ツ恐レル」事。

「交々」は物の「シキヲ」に相次いで起ること。

【解釋】謹んで按ずるに本節は、大正天皇の御孝心と臣民に對する大御心とを御述べてに相なつた御言葉である。今更ながら我等は、先帝陛下御聖慮の御深遠なることを拜察し奉つて唯々感激の涙に咽ぶばかりである。即ち全文の御意は

「朕即位以來常に戒め謹んで、父帝 明治天皇の御遺訓並に御遺志を紹述したいものであると思つてゐた所、今思ひがけなくも俄に前古未曾有の大震災に遭遇して誠に心配と且つ恐れとがしきりに重つて來た」と。

思ふに彼の大正十二年九月一日に突發した關東大震災はその損害、實に一府六縣に亘り、家屋の焼失七十萬六千百有餘、死傷者の數二十二萬七千四百人、其他富の焼失せしこと無慮六十億圓と稱せらる。蓋し我が國開闢以來の大損害で、明治維新以來茲に殆んど五十餘年間に亘つて漸く築き上げたる、日本文化の精神は一時に灰燼に歸した。而して今や此の一大難局に處し此の頹廢の極に達せる我が國をして再び回復せしめ且つ之がよりよく一層發展せしむる唯一の手段方法は、蓋し此の場合國民精神をし

て瀟灑振作せしむる以外其の他何物もない。然り而して非常なる御宸襟の結果、御煥發になつたものが即ち此の詔書である。我等は今熱々當時を想ひ、此の御詔勅を拜誦して轉々感慨無量實に堪ふべからざるものがあり、誠に涙ぐましくてならぬ。

【補】 關東大震災に於ける災禍の状況 (其ノ二)

大正十二年九月一日、關東地方に突如として起れる大震災は、その絶大なる慘劇と莫大なる損害とを呈し單に一地方一部の國民の災禍たるに止まらず、全國民を擧げて其の生活上にも思想上にも物質的方面にも極めて大なる變動を與へたのであつた。十萬の生靈と三十億の財を灰燼に歸せしめ、昨日まで否な今まで語りし頑強なる友を目前に見乍ら死屍と變ぜしめられ、愛する子を其の懷に黃泉の客とするあり、眞紅の焰地を背め天を焦し、帝都一帯の地は眞に人間生活の悲劇を思はしむる修羅場と化し去つた。

且つや、電動力は熄み、線路は破壊せられ、電信電話を始め、電車、汽車は用をなさず、逃ぐるに道なく、喰ふに食なく、然かも時々に来來する餘震に、全く生きたる思ひもなく、人心は

極度の不安に満たされ、絶望と飢渴と困憊は憔悴と化し、延焼三日、帝都の過半は焦土と變じ、見渡せば、昨日股販の市街、今日は廢墟となり、流石宏麗を誇りし建物も今は殘骸を止むるに過ぎぬこととなり、死屍は臭息を放ち、慘の極、凄の極たる情景を呈したのであつた云々。

(伊藤千眞三著、最新國民道徳要領)

【補】 同 (其ノ二)

地名	全潰	半潰	焼失	死者	傷者	行方不明	罹災者總數
東京市	八、八八元	一八、九三五	二七、〇七七	六五、五九九	三〇、〇三三	三三、三一一	一、六二〇、四九六
同郡部	一〇、六八一	一〇、三三〇	一一、一九五	一、六九一	二、四七六	四、四七六	三三、六三二
横濱市	一一、六二二	七、九六二	八、六六一	三、四四〇	四、〇五五	三、一八三	三、四八、九四三
横須賀及其他	四、七五二	三、二二六	三、七三三	三、九六八	二、四三六	三、七六六	三九、九二二
千葉縣	一四、八八五	七、三三三	四、四九九	一、三四五	二、六四四	二、一一一	一一〇、三三七
埼玉縣	四、七二五	三、三四九	—	二七	五七	—	三六、三一一
静岡縣	四、三三六	三、三三一	—	三六八	一、二五四	—	三三、九七六
山梨縣	九三五	二、九八九	—	二〇	一一六	—	三八、九四四
茨城縣	一〇三	三三〇	—	一〇	五	—	二、四四六
計	一一〇、二六	六二、八三三	三〇、九三三	六、四〇八	一〇三、三三三	四三、六七一	三、一九、三九九

死者の總數は約十萬人にして、行衛不明を加ふれば十四萬餘人なり。而して日露戦役の戦死者は十一萬八千餘人に過ぎず。次に宮の破壊より見るも同戦役は十五億二千三百二十一萬四千二百〇九圓にして、こは全く軍需品、兵器、各將校兵卒給、戦後手當、恩給等全部をあけての國費なるが、今回の損害高は僅に百億と記せらる。(古市由廣著、主觀を通じて御詔書を拜す)

【補】 無政官御沙汰

(大正十二年九月三日)

今同種有ノ大地震東京及近縣ヲ襲ヒ、之ニ加フルニ大火ヲ以テシテ其ノ慘害甚ク大ナルハ實ニ國家生民ノ不幸ナリ。予ハ其ノ實況ヲ見聞シテ、日夜憂戚シ殊ニ罹災者ノ境遇ニ對シテハ心深ク之ヲ憐ム、茲ニ内帑ヲ傾テ其ノ苦痛ノ情ヲ慰ムト欲ス、官民其レ協力シテ適宜應念ノ處置ヲ爲シ以テ遺憾ナキヲ期セヨ。

【補】 震災に關する詔書

(大正十二年九月十二日發布)

朕神靈ナル祖宗ノ洪範ヲ紹キ光輝アル國史ノ成跡ニ鑑ミ皇考中興ノ宏謀ヲ繼承シテ育テ衍ラサルコトヲ慮シ夙夜兢兢トシテ治ヲ圖リ幸ニ祖宗ノ神祐ト國民ノ協力トニ賴リ世界空前ノ大戦ニ處シ尙克ク小康ヲ保ツテ得タリ

災ソ國ラム九月一日ノ激震ハ事噴盛ニ起リ其ノ震動極メテ峻烈ニシテ家屋ノ潰倒男女ノ惨死幾萬ナルヲ知ラス利ヘ火災四方ニ起リテ火焰天ニ沖リ京濱其他ノ市邑一夜ニシテ焦土ト化ス此ノ間交通機關社是シ爲ニ流官電斷盛ニ傳ハリ人心恟々トシテ倍々其ノ慘害ヲ大ナラシム之ヲ安政當時ノ震災ニ較フレハ事口凄慘ナルヲ想知セシム

朕深ク自ラ戒慎シテ己マサルモ惟フニ天災地變ハ人力ヲ以テ豫知シ難ク唯速カニ人事ヲ盡シテ民心ヲ安定スルノ一途アルノミ凡ソ非常ノ秋ニ際シテハ非常ノ果斷ナカルヘカラス若シ夫レ平時ノ條規ニ應ジシテ活用スルコトヲ悟ラス緩急其ノ宜シキヲ失シテ前後ヲ誤リ或ハ個人若クハ一會社ノ利益保障ノ爲ニ多衆災民ノ安固ヲ脅カス如キアラハ人心動搖シテ抵止スル所ヲ知ラス朕深ク之ヲ憂懼シ既ニ在朝有司ニ命シ應機救済ノ道ヲ講セシメ先ツ焦眉ノ急ヲ救ウテ以テ惠撫慈養ノ實ヲ舉ケムト欲ス

第五節 第一段總括

以上第一段の御詔解を終つたから、次には其の全體について御通解申上げやうと

思ふ。即ち

「朕がよくよく考へて見るに、凡そ國家が盛んになるの大本は、一つにその國の國民の心がしつかりとしてゐる所にあると思ふ。だから此の國民の精神即ち大和魂がしつかりする様に、それに力を注いで、そうして世界萬國に比類ない我が國の國本即ち國體を動搖せしめない様に最も強固にせしめなくてはならぬ。此の故に、先帝明治天皇には常に大御心を教育の事に御留意遊ばされ、或は教育に關する勅語を、或は戊申詔書を御下賜に相成つて色々御教示を垂れ給ふたのである。思ふに此等は何れも皆な道德を御尊重遊ばし且つ國民精神をして剛健ならしむる様に、涵養振作せられた御洪謨でないものはない。それ以來我が國民の趨向は一定してその效果大いに著はれ、以て今日の様な興起隆昌を致したのである。

さて朕も即位以來常に畏み謹みて、只管先帝の大業を紹述せやうと思つてゐたのであるが、俄かに前古未曾有の關東大震災にあつて、誠に心配でならぬ」と。

之を要するに、先帝大正天皇が如何に夙夜國家の爲めに大御心を備まし給ひしかは今更上げる限りではないが誠に恐懼に堪へない次第である。御即位の勅語中にも

「朕カ祖宗ニ負フ所極メテ重シ、祖宗ノ神靈照臨上ニ在リ、朕夙夜兢兢業業天職ヲ全クセムコトヲ期ス、朕ハ爾臣民ノ忠誠其ノ分ヲ守リ勵精其ノ業ニ從ヒ以テ皇運ヲ扶翼スルコトヲ知ル。庶幾クハ心ヲ同クシ力ヲ戮セ倍々國光ヲ顯揚センコトヲ」と仰せ給ひ今又此の大震災に際會しては、

「俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ」

と申され、更に又

「朕前古無比ノ天殃ニ際會シテ郵民ノ心愈々切に寢食爲メニ安カナラス」

と仰せられ、以て、忝けなくも御内帑金壹千萬圓を御下賜遊ばされたのである。嗚々世界は廣く國家は多いが、而かもかくの如き御仁慈にまします聖天子を載く國家が果して何處にあるであらうか。我等は思へば思ふ程、御鴻恩の程が身に霽々と沁み涉つ

て來て、誠に忝けなくてならぬ。

第三章 第二段謹解

第一節 概説及區分

詔書第二段は「晚近學術益々開ケ」より最後まで即ち「爾臣民其レ之ヲ勉メヨ」に至るまでであるが、今之を説明の便宜上次の五分節として以下御謹解申上げ様と思ふ。

詔書第二段

- 一、晚近學術益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ
- 二、振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ

三、宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保テ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揭ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入ヲテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セズシテカヲ公益世務ニ竭シ

四、以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ

五、朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌々國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民共レ之ヲ勉メヨ

第二節 第一分節の解釋

晩近學術バンキンガク益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚クナリ

大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ

【字解】「晩近」は近頃、近世、又は最近の義。

「學術」は學問と技術即ちわざ。

「人智」は人々の智識。

「浮華放縱」「浮華」は「カ、ロ、ロ、シ、テ、花、ヤ、カ」なる事即ち内に實がなくて外を飾ること、「放縱」は心にしまりなく我がまゝなること。

「輕佻詭激」「輕佻」は「カ、ロ、ロ、」しき事、又は「ア、サ、ハ、カ」なること、「詭激」は殊更に極端なる言行をなす事。

「時弊」は現時の惡しき風即ち浮華放縱と輕佻詭激のこと。

「革ム」は改革、改新、即ちよくあらためること。

「前緒」先人の遺し置きたる業、即ち遺業の義。

「失墜」失ふこと。

「今次の災禍」今度の災難即ち大正十二年九月一日に於ける關東大震災のこと。
「文化」は自然に對する語 (Culture)、即ち自然を純化して理想を實現せんとする人生の過程乃至その成果の產物たる、學問、道德、藝術、宗教乃至法律、經濟等みな文化である、更に簡單に云へば文明開化の義。

「紹復」これまでのことを承けついで再興すること主として天子の大業にいふ。

「上下」は戊申詔書の「上下」に同じく國民全體を指す。

「協贊」は協贊贊翼の略語、心を合せ力を併せて助くる義。

「更張」は戊申詔書の更張に同じく、更正擴張のこと、即ち惡しきを改め、よきを尙一層發展せしむること。

【解釋】 謹んで按ずるに、本節は現代の時弊と且つ關東大震災との事を宣ひ、更にすゝんで現今が國民精神を振作更張するに最大好時期なることを仰せられた御言

業である。即ち 先帝陛下には先づ、時弊の最も大なるものとして「浮華放縱の習」と「輕佻詭激の風」とを御列舉遊ばされ、特に此の二點については大御心を備まし給ひ、之が對策法を講ずるの最大急務なることと、且つその好時期なることを御諭し遊ばされたものである。

思ふに此の二大時弊の根本的素因としては、近時の教育がやゝもすればその主智主義即ち智育に偏重して他面情意方面の教育即ち德育訓練を輕視した様にも思はれるのである。故に本詔書中の中心徳目は勿論、「宜ク智徳ノ竝進ヲ努メ」より以下十三項目何れも重要ならざるものはないが、特に「智徳の竝進」と、且つ以上二大時弊に對する「質實剛健」「醇厚中正」の三大徳目はその最も重要なものである。

さて之を通じて云へば、

「近頃學問や技術などがますます／＼開けて、人々の智識が日一日と進んで來た。これは

誠に喜ばしい事である。併し乍らそれと共に一方に於ては、我が國民の生活一般が著るしく浮華放縱となり、其思想が又輕佻詭激となつて來た。而して斯の如きは誠に憂慮すべき事であるから一日も早く矯正しなければならぬ。然るに若し今後其まゝに放任して少しも顧みない様であるならば、或は明治天皇の御遺業を失墜する様になりはせぬかと大いに心配する次第である。もし萬一かくの如き事があつては誠に大變である、加之今回帝都を中心として突發した關東大震災は其損害が非常に大であつた。而して此の大損害を回復して再び震災以前の國力を作るにはそれは實に我が國民一般の精神をして質實剛健ならしめるより外に道がない。此の點より見る時は今こそは實に上下一般國民の均しく心を合せ力を同うし、以つて所謂國民精神を大いに振作更張するに最もよい時機である」と。次に時弊の二大事項を説明しやう。「一」浮華放縱の習とは何ぞや「浮華」とは華奢又は華美のこと、「放縱」とは我まゝ仕放題のことである。そもく浮華放縱の不可なることは今更云ふまでもない。さ

れば明治天皇も、教育勅語には「恭儉己レヲ持シ」と宣ひ、軍人勅諭には「一ノ軍人は質素を旨とすべし」と仰せられ、更に戊申詔書に於ては「華ヲ去リ質ニ就キ」と御教示遊ばされた。然るに我が國民は何時しか此の大教訓を忘れて、衣食住その他日常百般の事項みな悉く華美虚飾を衒ひ、その態度動作又著しく我まゝ仕放題となり殆んど傍若無人の有様である、たとへば身分卑しく地位なき者までが、立派なる衣服を纏ひ宏大なる邸宅を營み、自動車を飛ばして通行するが如き、或は妻子ある男が酒色に溺れるが如き、其他一方劣悪なる文學書は盛に青年男女の間に歡迎せられ、其の結果男女の風儀頗る亂れ、更に一層甚だしきは社會上相當の地位あり且つ學識ありと思はるゝ人々までも亂倫悖德幾多不正行爲を敢行して毫も憚らざるは勿論、社會も又之を當然なりと認めて格別批難さへもしない程であつた。例へば白蓮女史、阿佐緒女史の如き、或は哲學者野村限畔氏、其他文學者有島武郎氏等は共に妻子ある身分にてありながら人妻と情死をした程である。そもく國家の亡びるや必ずその前兆がある。

見よローマや平氏の滅亡する以前に如何に、其の時代の民衆が浮華放縱であつたかと、翻つて我が國は彼の歐洲大戰後の經濟界に於ける一時的順調期が到來したもの、尙ほ外國貿易は年々輸入超過の惡現象を示し、而かも國債總額實に四十九億零四百萬圓の多額を算してゐる。之れ 先帝陛下が特に、「浮華放縱ヲ斥ケ、質實剛健ニ趨キ」と仰せられし所以である。國民たる者豈に一大猛省せずして可ならんやである。

〔二〕輕佻詭激の風とは何ぞや 「輕佻」とは、かろがる、しい事であり、「詭激」とは殊更に他と異なる言行をなすことである。故に之を通じて云へば輕佻詭激とは物事の道理を充分に考ふる事なく他と全く異つた言行をなすことである。思ふに彼の震災以前には、所謂各種の社會改造問題が輸入され、その中には餘程極端なる過激思想もなかりなかつた。例へば(一)惡い意味のデモクラシー、(二)社會主義、(三)共產主義、(四)過激主義、(五)無政府主義、(六)サンディカリズム、其他都會に於ける勞資問題田舎に於ける小作爭議等はそれである。而してそれ等の連中には歐米諸國とは全然、

その歴史國情及國體等を異にせる我が國に於ても、亦一大眞理であるかの如くに吹聴し、甚だしきは之を實際運動として企てたるものさへもないではなかつた。

【補】 現代思想の種類と且つそれに対する態度

現代思想には種々なるものがあるが、

今その中最も主要なるものを擧ぐれば左の五つである。

- 1、社會主義
- 2、共產主義
- 3、過激主義
- 4、無政府主義
- 5、サンディカリズム(6、國際主義)

而して之等は何れも誤れる自由主義や誤れる平等主義等に其の根柢を有するものであるが、之れが採否については極めて慎重なる態度が何より必要である。何となれば國體・國情等の全然異なる外來思想を以て、恰かも一大眞理であるかの如くに考へ、更に甚だしきは之を實際運動として試み様とする者があるからである。元來新主義新主張については從來二つの態度があつた。即ち第一は急進的態度で、それは單に新主義新主張だと云へば盲目的に共鳴して直ちに之を實施せやうとするもので、如斯は比較的年齡經驗等共に少い青年に多い。然るに第二は保守的

態度で、之は前者と全く反對で新主義、新主張だに云へば、一切危険視し且つ排斥して何等顧みないと云ふ態度、之には主として片意地な老人に多い。故に前者は積極的態度で、後者は消極的態度である。更に、前者を以て「附和雷同の人」と云ふならば、後者は所謂「食はか縁ひの人」と云ふべきである。故に此の二つの態度は共に我等の取るべき態度ではない。而して我等の眞に取るべき態度は以上の外、第三の態度即ち批判的態度でなければならぬ。さて如何なる主義主要も苟くもそれが一個の現代思想として出現せる以上は、必らずやそれ相當の理由と且つ價值とを有するものである。従つてそれを全然危険視して、一もなく二もなく排斥する保守的態度の不可なると同時に、一面又新主義、新主張は稍々もすればそれが反動的思想である限り往々極端であり且つ危険性を伴隨し易いから、之を以て直ちに一大眞理なりとする急進的態度も固よりよろしくない。されば結局其の主義、その主張等を飽くまで十分に比較研究して然る後その取るべきは取り、捨つべきは捨つるの所謂批判的態度こそ、吾等の將に取るべき態度である。

【同題】 一、國民道徳の見地より自由平等の思想を批判せよ。(三十四回)

- 一、國民精神作興に關する詔書中の「浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス」の意義を説明し且つ此の時弊を矯正する方法を述べよ。(四十回)
- 一、現代思想の主なるものを挙げよ。(三十六回)
- 一、現代に於ける諸種の思想に對して執るべき態度を記せ。(四十六回)

第三節 第二分節の解釋

振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ

【字解】「振作更張」「振作」は「ふるひ起こす」事「更張」は更正擴張すること、

悉くは戊申詔書第二段を参照せよ。

「先帝ノ聖訓」「聖訓」はすぐれたるみ教へ、こゝでは 明治天皇の「教育勅語」と

「戊申詔書」とを指す。

「恪遵」は「つゝしみ、したがう」こと。

「實效」は實際上の效力效果、即ち本當の「きゝめ」又は價値の義である。

【解釋】 謹んで接するに本節は、大正天皇が長くも、國民精神を振作更張する根本方針について御教示に相成つた御言葉で、その大意は次の通りである。即ち、

「國民精神をして涵養振作せしめ且つ之を更張せしむるその手段方法は、何にも外にあるのではない。そは云ふまでもなく、先帝即ち 明治天皇の御聖訓である、「教育勅語」と「戊申詔書」此の二大詔勅をよく恪遵して、そしてその實際上の効果を擧ぐればよし」と、蓋し前節を受けて愈々その實際的具體的方法を述べるに先き立つて、先づ總括的に國民精神を振作更張する根本方針を御示し遊ばされたものであらうと拜察する次第である。

第四節 第三分節の解釋

宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ實實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ掲ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テハ己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ

【解釋】 謹んで接するに本節は實に、本詔書中の眞髓骨子である。即ち前節のそれを受けて愈々我等一般國民の日常實踐躬行すべき具體的方法としての徳目を御列擧遊ばされた最も重要な部分である。之れ蓋し國民精神をして涵養振作せしめる所以の大道である。而してその大綱は凡べて十三、之を表示すれば次の通りである。

- 1、宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ。
- 2、綱紀ヲ肅正シ
- 3、風俗ヲ匡勵シ

- 4、浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ
 - 5、輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ
 - 6、人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ
 - 7、公德ヲ守リテ秩序ヲ保テ
 - 8、責任ヲ重シ
 - 9、節制ヲ尙ヒ
 - 10、忠孝義勇ノ美ヲ掲ケテ
 - 11、博愛共存ノ誼ヲ篤クシ
 - 12、入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ
 - 13、出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテカヲ公益世務ニ竭シ
- 以下少しく之を詳細に御誹解申上げる事とせやう

第一項

宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ

【字解】「宜ク」は、すべからず、又は「將に」の意、こゝでは「教育ノ淵源」より以下

「社會ノ福祉」に至るまでにかゝる御言葉。

「教育ノ淵源」教育の大本、即ち國體の精華たる、皇祖皇宗の肇國宏遠、樹徳深厚
臣民の克忠克孝及億兆一心等を指す。

「智徳ノ竝進」智識と道徳乃至は學問と實行とが相並んで同時にすすむこと。

「努メ」は努力すること。

【解釋】 謹んで按ずるに本項は、國民精神を振作更張する道の一項目にして、その
意はすべからず教育の淵源である國體の精華を尊重して、其の既に學んだ智識學
問は必ず之を實踐躬行し以て二者互に相偏重する事なく常に同時に進み行くべき
様に努力せよ」との御意である。思ふに本詔書中の「輒近學術益々開ケ人智日ニ
進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻危激ノ風モ亦生ス」

と仰せ給へるは、即ち智徳の竝進せざる何よりの證據で、誠に吾等臣民は陛下に對し奉りて何とも申し譯けがない次第である。そもく學問を研究し智識を鍊磨することは、そは何人に取つても必要である。併し乍らその智識又は學問が日常生活に活用せられず却つて悪用せられるに於ては所謂實の持ち腐り、否なそは無きにしに如かずである。思ふに今の世には物知り又は理屈屋と稱せらる人々が余りに多くて、比較的實行の伴ふ徳行家が極めて稀である。而してそれには勿論種々なる原因があらうが、結局從來の教育が主智主義に偏して、他面情意の教育即ち人間の教育又は人格の教育が等閑視せられたからであらう。

されば教育勅語にも「學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ」と仰せられてある様に、吾等は一方に於て智能の啓發につとめると同時に、他面その智能をして實地乃至は實際に活用せしめなければならぬ。誠に智徳の並進すべき事、尙ほ彼の鳥の兩翼、車の兩輪の如く、その一を以て他を偏重してはならない。此の故に智識な

き實行は眞の實行でないと同じく、實行の伴はない智識は又眞の智識ではない。此所に於てか、彼の「智は即ち徳なり」と云つたソクラテスや、「智は即ち行なり」と云つた王陽明さては智徳竝進説を主張して止まなかつた貝原益軒等の言は深く玩味すべきである。

之を要するに、哲學、科學其他百般の方面に亘つて新智識を獲得するは極めて必要であるが、それと同時に徳を修めないと稍々もすれば、その生活が浮華放縱に流れ、或は又その思想が著しく輕佻詭激となつて、遂には國家の基礎即ち國本國體等をも動搖せしむる様なことがないではない。故に此の點については特に注意すべきことである。

【補】 偏智教育の改造——人格本位の教育、我が國今日の時弊を馴致した原因は、種々あると思はれるが年來の偏智教育が確かにその一大原因をなしてゐる。詔書に「饒近學術益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス」と仰せられてあるのも或は

之を指摘し給へるものと拜察される。近代の智育偏重の傾向は實に著るしいものである。近代の教育は、智育の外に殆んど何物もないと云つてよい。教育そのものも一種の智識學科たる教育學として研究され他に殆んど何物もないと云ふ有様である。道德其のものも倫理學の智識として研究され他に殆んど何物もない状態である。その弊風が指摘せられて其の改革が叫ばれるに拘らず、教育界の大勢は依然として智育偏重の傾向をすゝめてゐる。大學教育を始め高等専門教育は、明かに教育の具體的の施設方法は殆んど高等教育の體系中に見出すことは出来ないといつてよい程に貧弱である。普通教育に於ても實際上其の最も重きを置いてゐる所は明かに智育である。智識としての教育を除外したならば學校教育は殆んどないものになつてしまふ。

德育尊重を理想として否認するものはないとしても、實際に於て德育は殆んど附加的のものとなつてゐる。教科としての修身科の教授は德育の一部たるに過ぎない。然るにそれすらも他の教科に比して甚だ貧弱である。かくの如くにして、道德教育の振興を欲するは却行し乍ら前進することを欲するより尙ほ甚だしいと云はねばならぬ。

それで苟くも教育に依つて國民精神を振興しやうとするならば、必ずや、今日の教育の制度、組織、内容及その方法に大改造を加へなければならぬ。智育本位の教育を德育本位即人格本位の教育に改造しなければならぬ。しかも我が日本國民として具體的生命を有する人格教育に改造しなければならぬ。そしてその改造は初等教育から大學教育に至るまで、徹底して行はなければならぬ云々。(修身研究、國民精神作興圖書研究)

【問題】 一、國民精神作興に関する圖書中の「教育ノ國譯ヲ禁ヒテ智徳ノ並進ヲ努ム」の意義を説明し且つ之に就きて感ずる所を述べよ。(五〇四)

第二項

綱紀ヲ肅正シ

【字解】 「綱紀」は主として政治上のことで、國家を治めるのり、即ち制度や規律のこと。之を張るを「綱」といひ、之を理めるを紀といふ。

「肅正」は謹んで之を正しくする事。即ち嚴重に取り締りをなし誤りを正すこと。

【解釋】 之を要するに、「綱紀ヲ肅正シ」とは主として政治上の事に限られ、國家の法律、制度等を一層嚴肅に整理整頓して、萬事を「ヒキシメタシク」する事で

あるが、之れと同時に一般社會上の物事に對しても、秩序を立て、道德風習等をして引き締め、其他諸般の法律、命令等をも嚴守して、苟しくも不正不義の言行なからしむることである。翻つて現今社會の實相を通觀するにその秩序亂れ、殊に官公吏、政治家の道德亂れ、賄賂情實等は公然行はれ、甚だしきは今日普通選舉の施行に際しても、尙且つ種々の忌々しきことが行はれてゐる。之れ國民精神作興の第一着手として先づ綱紀を肅正すべき所以である。されば上、爲政者は率先して先づ自己一身を正しくして然るのち下に臨み、自ら以て範を天下に示すべく、國民又肅然として過去の迷夢より覺め眞に自己の人格者たることを自覺して以て公明正大の生活を送らせなければならぬ。

【補】 廉恥とは何ぞや (一) 意義 我等は自分のことについて、之はよくなかつた、之はすべきではなかつたと深く不安に思ひ、また人に對して面目ないと感ずる事が屢々ある。この心持が即ち耻を知る心でこゝにいふ廉恥である。即ち廉恥とは自己の行ひの正しくないことを耻

づる心である。廉恥は常人の自然に持つてゐる常情で、之がなかつたならば人は禽獸と何等異なる所はない。

(二) 廉恥の重すべき理由 廉恥心の無くなつた人を破廉恥の人とも又厚顏無恥の人とも乃至は鐵面皮の人とも云ふ。かやうな人の良心は既に麻痺してゐて、正邪善惡の區別がつかない。随つてどれ程の悪事でも行はないことがなく而かも恬として何等耻ぢる所がない。世に最も恐るべきものは此等無耻の徒である。彼等は單にその身を亡ばすばかりでなく、その社會に及ぼす損害は實に計り知る事の出来ない程大である。而してかゝる徒輩が多ければ多い程、社會は益々不健全になつて行く。近時我が國の狀態を顧みる時、我等は幾多憂ふべき事柄を見出すのであるが、之等は一而破廉恥の人の増加を示してゐるではなからうか。我が國古來の武士は廉恥心に富み、刀の手前、武士の面目と云つて慎み、もしそれを汚したら生きて再び人に見えなかつたと云ふことである。元來廉恥の心強きものはたとひ不遇の地位にあるも道ならぬ行ひに身を汚す様な事はない。人はその順境の場合には清節を保つことが割合に困難ではないが、一度逆境に處すれば諸種の誘惑を受け易いものである。妄りに他人の甘言にのせられて、浮ぶ瀬もな

い墮落の底にその身を沈ましむるものは所謂志弱行の徒輩にして、同時に耻を知る心の乏しきものである。されば吾等は平素よりよく修養して「渴しても盜泉の水を呑まない」といふ所剛確手たる覚悟と且つ重氣とがなければならぬ。

(三)何を耻づべきか。實には他人の富貴や、容貌や衣服などの美を羨んで、我が身の貧賤や容貌や衣服などのよからぬを耻づるものがある。又他人の非難、侮辱等主として外部からの毀譽褒貶に心を痛めるものがある。けれども等は耻づべきを耻ぢず、耻すべからざるを耻ぢる極めて愚かものである。蓋し富貴や容貌や衣服等の美は我に於て何の拘ることがあらうか。そもそも眞に耻づべきは外部より來るものに對して起るべきではなくして、むしろ自己自身の内部即ち良心に對して起るものである。實に眞の恥を知るものとは人の知ると否とに拘はらず我が身の不正不善を自ら責める所に發するものである。従つて我等の努むべきは妄りに他人の言動に左右せらるゝ事なくして、深く我が良心に鑑みて眞に恥づべきを恥ぢ、恥づべからざるを恥ぢない様になければならぬ。而して、眞に恥づべからざることを恥ぢるのは又我等の恥ぢとしなければならぬ。

(四)廉恥と改過。かくの如く恥ぢを知るは誠に大切な事ではあるが、さればとて我が身の不足や過失を恥づることその度にすぎず、それを正しく改める力を失ひ、その結果自暴自棄となつてはならぬ。蓋し人は雖しも神佛ならざる限り、多少の過失はあり得るものである。されば過失は必ずしも恥ぢではなくして、要はその過失を改めないのが恥ぢである。孔子も「過ては改むるに憚ること勿れ」と戒められたではないか。

【問題】 一、廉恥の重すべき理由をのべよ。(四十四頁)

第三項

風俗ヲ匡勵シ

【字解】 「風俗」は風習ナラハシの義、「風」は上の教風、「俗」は下の之に倣ふならはし。曲禮に曰く「移風易俗莫善於樂」と。

「匡勵」は「正シク引キ立テム」こと即ち惡しきは正し、善きは一層力を用ひてつとめること。

【解釋】「風俗」とは一般社會に行はれてゐるならはしであるが、尙詳しく云へば、衣食住、趣味、嗜好等に現はれたる、外部的物質的方面のならはしである。戊申詔書にも「醇厚俗ヲ成シ」と仰せられたるが如く、移風易俗は徳教上極めて重くべきものである。さて本項の御意は、「風俗風習を正しくして」とのこと、前項の「綱紀を肅正し」と對句をなすものである。さて

【一】風習の重すべき理由 は既に所謂「郷に入つては郷に従へ」とあるが如く、元來風俗習慣は一人の所産、所有に非らずして、社會の所産所有であつて、父母兄弟姉妹を始め其他朋友知人等みな悉く之に倣ふ所である。故に社會の風俗習慣に従ふ時は、その協同を進め、和合を固くし、以てその秩序を保つ所以である。蓋し人に氣風習慣あつてその生活を安全にし且つ便利ならしめる様に、社會にも風俗、習慣あつて人心を導きその結合を固くするものである。

【二】風習の權威 そもく風俗習慣は無意識的に發達せる不文法にして、彼の法律

制度の如きも、寧ろ之に準據して作くられたるもの多く、時にはそれ以上の壓迫と且つ制裁とを以て吾人に迫る場合が少くない。たとへば我等が社會の風習に違背したる場合に何となく不快を感じ、乃至はその社會より「ノケモノ」として排斥せらるゝが如きである。之れ風俗習慣は一朝一夕に成れるものではなくして、その起るや必ず相當の必要と理由とにより次第に陶汰せられ以て今日に至つたものであるからである。されば今日に於て風習の重ぜられ、且つ其の權威を認めらるゝ所以も全く故なき事ではない。之れを要するに風習は社會の秩序を保持し且つ人々をして和衷協同せしむる所以である。

【三】風習の善惡とその改善 けれども風習には善良なるあり、不良なるあり、またたとひ從來までは善良なりと認められたる風習にても、今日の時勢上より見て或は不良なるものがないではない。例へば、彼の奢侈逸樂の如き、投機射幸の如き、その他一時の單なる流行を遂ふて、轉々止まる所なきが如きは即ちそれである。故にかくの

如き種類の風習に就いては、之を改善せしめなければならぬ、之を移風易俗といふ。

第四項

浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ

【字解】「浮華放縱」は前にも説明せし如く、その實がなくて上べを飾り且つ我がまゝなることである。

「質實剛健」は浮華放縱の反對で、誠實質素にして心のしつかりとしてゐること。

【解釋】浮華放縱は輕佻詭激の風と共に、我が國現下の二大時弊の一つである。さて本項の御意は、

「我が國民たるものは華奢虚飾を排斥してその反對である誠實質素眞面目に而かもその心をしつかりと持てよ」と

云ふことである。元來質實剛健の心を有するものは國家にても又國民にても共に盛大陸昌に赴くものであるが、これに反して浮華放縱なる者は必らず滅亡するものである。

る。そは藤原氏、及び源平兩氏のそれを一見すれば、蓋し思ひ半ばに過ぎるものがあらず。元來藤原氏はその先祖鎌足不比等などの人々によつて次第に果進し、遂には良房、基経等に至つて或は攝政となり、或は關白となり、果ては天子の外戚ともなつて天下の政權を掌握したのであるが、何時しか彼等は詩歌管絃の太平樂に夢見て浮華放縱の限りをつくした。然るに此の際に乗じて先づ政權を掌握したものは平氏であつたが、此の平氏とても又何時しか藤原氏の先例に倣つて榮耀榮華の數限りをつくし、所謂「奢る平氏は久しからず」で僅かに二十餘年の短日月、權花一朝誠に果敢ない運命で滅亡した。之に反して源氏の頼朝は永く東國にありて質實剛健の美質を養成し、以て靜かに時機の到來を待つてゐたのであるが、果して平氏を倒して、遂に征夷大將軍となり、親府を鎌倉に開き以て以後六百五十餘年の久しきに亘る武門政治の端緒を開いた。而してローマの末路も又之と殆んど同様の感を思はせるのである。之を要するに個人に於ても亦國家に於ても浮華放縱の忌憚すべく、質實剛健の大切なる事は以上の實例に

依て最も明瞭である。

【同題】 一、實義の意義を明かにせよ。(五十八回)

第五項

輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ

【字解】 「輕佻詭激」は前にも説明せし所の如くかろろしくて且つ極端なる言動となすことをいふ。

「醇厚中正」「醇厚」は戊申詔書にも見えたるが如く、清らかにして厚きこと即ち醇朴敦厚にして人情に厚きこと「中正」は長短何れにもかたよらずして程よきこと、即ち輕佻詭激の反對である。

【解釋】 本項は前項と同じく現時の二大時弊に對する御諭しの一つである。即ち「輕佻詭激」の言行を矯正して、そして何事にも醇厚中正であれよ」との御意である。そも／＼輕佻詭激の不可なることは、之又古今の歴史が明かに證明してゐる所である。蓋し國家の滅亡するや、必ずその前兆として極端な言論が盛である。たと

へば支那春秋戰國の時代や佛國乃至は英國革命、近くはまた獨逸帝國の滅亡する時がさうであつた。支那では春秋戰國時代に所謂諸子百家の説が起り、遂に秦の始皇帝が六國を統一し、フランスでは十八世紀の中頃、ルソー、ボルテール、デデロー、ダランベール等の人が出て盛に極端にして且つ放縱なる議論を主張したのであつたが、果せる哉その結果は有名なる佛國大改革の實現となり、英國の革命も亦十七世紀以前の極端なる無神論乃至は唯物論に胚胎してゐる。次に獨逸帝國の滅亡が、ニーチエ、トライチケ、ヘツケル、オストワルト等のそれに遠源せる事を想はゞ、如何に輕佻詭激の恐るべきかを推知するに足るであらう。而して此の點については既に本章第二節第一分節に於て述べた通りである。

次に醇厚中正とは、一見何等の奇抜なく誠に平凡な日常茶飯事の様ではあるが、さてその實仲々の眞理性を包含してゐて、それなくては決して國家の興隆も民族の安榮も乃至は社會の福祉も到底企圖する事は不可能である。されば 明治天皇も戊申詔書

に、「醇厚俗ヲ成シ」と仰せ給ひ、孔子も又「中は徳の至れるものなり」と云ひ、或は「過ぎたるは尙ほ及ばざるが如し」と云ひ、更にその孫子思は孔子の此の思想を發展せしめて所謂「中庸」を著した。其他支那の堯舜にせよ、西洋のアリストテレスにせよ、苟くも古今の大聖偉人と云はるゝ程の人々はみな何れも、中正、中庸の重要な事を反復切言してゐるのである。

【附題】 一、國民精神作興に關する詔書中の「輕佻詭激ヲ矯メ醇厚中正ニ歸シ」の意義を明かにして且つその方法をのべよ。(四十二回)

第六項

人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ

【字解】 「人倫」とは人の人たる道、即ち儒教の五倫をいふ。五倫とは孟子の「父子有_レ親、君臣有_レ義、夫婦有_レ別、長幼有_レ序、朋友有_レ信」の五つである。尙ほ五倫とは仁、義、禮、智、信の五つをいふ。

「親和」は親密和合の意、即ち仲よく又は親しくすることである。

【解釋】 以上は主として時弊の最も大なるものに對しての御教訓であつたが、本項以下は主として個人として乃至は社會の一員として守るべき道を御諭し遊ばされたものである。さて本項は「五倫五常の道を守つて、互に仲よく睦まじくせよ」との御意である。思ふに近來五倫五常殊に前者の道、大いに亂れて、一夫一婦は唯だ名のみ。地位あり、學問あるものにして、尙且つ平然として妻ならぬ妻を引入れ、こゝに夫婦の和合は破れ、家庭の團欒は壞る、私生兒の發生、離婚の續出、其他子女の家出、投身等一々枚擧に違がない。更に甚だしきは少しばかりの財産上より、父子、兄弟、夫婦等互に法廷に相争ふあり、尙一層極端なるは男女關係の頹廢せる事である。曰く、自由結婚、曰く自由戀愛、曰く戀愛至上主義等、そはそもく何物を吾人に物語つてゐるであらうか。

第七項

公德ヲ守リテ秩序ヲ保テ

【字解】「公德」は私徳に對して一般社會公衆に對して守るべき道德。

「秩序」は物事の次第、順序乃至は條理の義即ち社會生活に於ける人々相互間の順序をいふ。

【解釋】本項の御意は「公德を守り又秩序を保てよ」といふことである。今説明の便宜上、公德及秩序の二つに分けて御謹解申し上げることにする。

(甲)公德について (一)公德の意義、公德とは前にも云へるが如く一般公衆に對する道德である。即ち公共物を大切にし、社會の秩序を重じ、その利益幸福等のために力をつくすことである。従つて他人に對して親切をつくし、規律を守り、その他正義も自治も社會奉仕も之みな公德である。従つて公德の包括する所は極めて廣く、見方に依つては我等が社會に對する一切の本分は、みなすべて此の公德の一事につくすことが出来やうと思ふ。

【二】公德の必要なる所以、そもく公德の重すべき理由は之を次の二方面より見る事が出来る。

(イ)社會的方面よりの考察、元來人は社會に生れ社會に成長し、而してその恩恵に依て自己の生存を完うするものであるが故に、そは必然的に社會公衆に對して公德を守らねばならぬ。然るに我が國は今日世界五大強國の一に數へられ且つ一等國となつたが、西洋人と比較して公德心に於て著しく劣つてゐる。次に

(ロ)文化的方面よりの考察、尙ほ社會及國家について考へるに、公德の程度は元來その國の文化の程度を表現するものであるとも云へる。即ちその國民の公德心の如何は、直ちにその國の文化の標準となるものである。されば文明の發達と國勢の進歩とを跨る我が國民は、特に此の點について大に反省する所がなければならぬ。例へば

(一)汽車、汽船、電車中に多分の座席を占めて他人に迷惑をかけ。

(二)集會、集合等の時間を嚴守せず。

- (三) 劇場、博覽會、其他汽車、汽船、電車等の乗降口にて前後を争ひ。
- (四) 神社、佛閣其他公園等の樹木を折り。
- (五) 水道、電氣を亂費すること。

(六) 其他共同便所を汚し、柱壁に「らぐがき」をすること。

等については吾人の今後特に留意すべきことである。蓋し公德心の缺乏は國民の品位を傷つけ、且つ社會の圓滿なる發達を阻害すること極めて大である。

〔乙〕秩序について (一) 意義及必要 人が合同生活を營むにはそこに、それ等成員の必ず守るべき一定の規範、規律がなければならぬ。之を社會の秩序といふ。もし社會に秩序なくんば人々任意の活動をなし、その結果社會の結合は破れ、吾等は安寧幸福に生存を完ふすることが出来なくなる。されば吾等は今日國家社會の恩恵を受けて安樂なる生活をなすものであるから、自他の繁榮幸福のために、當然社會の秩序を守らなければならぬ。

(二) 社會の秩序と法律・道德及風習 彼の國家の法律、社會の道德並にその風習等の如きは何れもその國家又は社會の秩序を維持するために設けられたるものである。されば之を尊重しなければならぬ理由は今更云ふまでもない。けれども萬一それ等が不便不備にして時勢上不合理なるものならば、吾等はよろしく同志と謀つて輿論に訴へ、更に正當なる手段手續等に依つて、その改廢に努むべきである。然るにそれ等の手段方法を講ずることなく妄りに、之れに違背せるものの如きは蓋し合同生活の何たるかを理解せず社會の秩序を破る、誠に許し難き社會の罪人である。次に社會の秩序を維持する上に就いて最も注意すべきことは、

(三) 言論及び信教である、元來人は法律上一定の範圍内に於て言論乃至信教等の自由を有するものである。然れ共その何所までも法律の範圍内のことにして、決して社會の秩序を破る様な過激な言論を發表してはならぬ。特にその演説・新聞・雜誌又は書物等の形式をとるものに於ては、之が影響する範圍も亦頗る廣大であるから、特に

注意して、中正穩健而かも必ず社會を益すべきものでなければならぬ。

次に信教上の事項は往々人をして過激の言行に出でしめるものであるが、就中迷信に於てはその然るを見る。之れがため時としては世人に對して不安を感ぜしめ、その結果社會の秩序を破るに至ることさへある。従つて宗教を信ずるに當つては先づ充分にその正非を考ふべきは勿論、更に他人が自己と異なる宗教を信ずればとて、妄りに之を惡評し乃至はそれを排斥してはならぬ。さて最後に一言すべきは

(四)自由對服従の關係である、世には秩序を守るを以て己れの自由を束縛せらるる様に考ふるものがある。けれども我等が社會國家の法律に服従しその道德並に風習に従順なるは決して盲従するの意ではない。實に合同生活の眞意義、眞精神を充分に理解して、眞にその服従すべき所以を熟知して然る後服従するものである。而かも、我等はかゝる服従に依つてのみそこに始めて、眞の自由を獲得することが出来るのである。反對に國家社會にかくの如き法律道德並に風習等の存在する所以は何れも我等に

自由を附與せんがための秩序である。されば眞の服従に依つて眞の自由は得られるのであつて眞の服従のない所に眞の自由は到底あり得ない。然かるに服従を以て自由を束縛するものの様に考へたり乃至は自由を以て服従と矛盾衝突する様に考ふるものがあるならば、そは何れも誤れる自由と服従との關係で、眞の自由と眞の服従とは既に説述せし所の如く、常に内外表裏の關係をなし相即一致するものである。尙ほ序で乍ら「公德ヲ守リ秩序ヲ保テ」については教育勅語にも又、戊申詔書にも表面上見えぬい徳目であるから、殊に注意しなければならぬ。

【補】輿論とは何ぞや 輿論とは通俗的形式的には多數人の意見である。故に此の意味より云へば、五人よりは十人、十人よりは二十人、二十人よりは五十人、百人の意見が輿論である。けれども實質的には多數者の意見、必らずしも眞の輿論ではない。たとへば俗論乃至愚論がそれである。蓋し眞の輿論はその意見が多數者の意見であり、而かも必ず眞理性を包含するものでなければならぬ。

さて輿論の意義を以て以上の如くでありとすれば、従つて之に對する態度も又之に相應すべきである。即ち真正なる輿論に對しては之に賛成すべきも、然らざるものに對しては何所までも之に反對するは勿論、更にその輿論の是非を論じ或は同志と糾合して相當の手段方法に依り、その輿論をして善良なる方向に導くべきである。然るに若し輿論だに云へば、唯だ盲目的に附和雷同するものゝ如きは、却つて社會の秩序を亂し、其の結果自己の安寧幸福を害するものである。されば輿論に對しては豫じめその善惡正邪を充分に判斷して然る後去就を決定すべきである。尙ほ輿論は時として法律命令以上の力と壓迫とを以て吾人に迫まる場合がある。これを輿論の制裁といふ。

【補】 風習と道德との關係 先づ風習とは、所謂風俗及習慣のことと兩者共に、その社會に共通なるナラ、ワシである。而して此の二者は相離れて存在するものではないが、今説明の便宜上より分つて云へば、風俗、とは衣食住、趣味、嗜好等主として外部的、物質的にあらはれたるものをいひ、習慣、とは同一の動作を反復して得たる一定の精神的傾向をいふ。次に道德とは之を廣義に解する時は、無論風習も法律もその一種であるが、狹義に於ては普通人の必ず

ふみ行ふべき道である。

今此の風習と道德との關係について考ふるに、兩者その權威を以つて吾人に迫まる點は同一である。即ち我等がその社會の風俗習慣に従へば一種の快感を感じ然らざる時は不快を感じるのみならず、却つて時としては著しくその社會の人々より排斥せらるるのであるが、之と同じく社會には人々の必ず行ふべき道と行ふべからざる道とがある。而してその行ふべきを行はず、行ふべからざる事を行ふ時は不快を感じ乃至は社會の人々より大いに排斥せらる。之を風習又は道德の權威といふ。次に兩者の相違點より云へば、第一、その本質上風習は特殊にして、地方に依り、職業に依り、男女乃至は地位等に依て多少の異同があるが、道德は普遍的にして、その境遇、地位、身分、男女、乃至は職業等の如何を問はず苟しくも人たる限り何人もそれに服従しなければならないものである。

第二、に風習に従ふは他律的であるが、道德に従ふは自律的である。蓋し前者は外部より來るものであるけれども、後者は内部より來る良心の命令に服従するからである。第三、に起源上より云へば風習先づ生じ、次いで道德が生じたのである。元來太古以前に於いては唯だ風習に

従ふを以て善なりとし、之に反するを以て惡なりとし、別に主觀的立場よりせる、道德的判斷なる者はなく、唯だ單純なる考の下に即ち風習なるが故に、といふ意見の下に、日常百般の行爲は判斷され且つ批判されてゐた。然るに世がすゝみ、自我の意識が發達するにつれて、只管主觀的立場より人間の行爲品性を判斷するに様になつて、茲に所謂道德なるものの發生を見るに至つたのである。

勿論今日と云へども、風習は尙依然として存在し且つ一種の權威と拘束とを以て吾人に迫まるのではあるけれども、かゝる風習は絶えず道德上より評價されその善良なるものは益々發達せしめられ、反對に不良なるものは道德に依つて、矯正せられ次第に完全なるものにと進みつゝあるのである。

【問題】 一、國民精神作興に關する詔書中の「公德ヲ守リ」の意義をのべ且つ之について感ずる所をのべよ。(四十四回)

- 一、秩序を重すべき理由を説明せよ。(四十三回)
- 一、輿論の意義を説明し且つ之に對する心得を述べよ。(三十五回)

一、自由と服従との關係を説明せよ。(四十五回)

一、風習と道德との關係如何。(四十六回)

一、信教の自由の意義を説明せよ。(四十九回)

第八項

責任ヲ重シ

【字解】 「責任」は簡單に云へば、「セメ」、即ち自己の一旦引受けたる任務又は自己の負擔して當然遂行しなければならぬ義務である。

【解釋】 謹んで按ずるに、本項の御意は、「自己の行爲については何所までも、その責任を尊重せよ」といふ事である。そもく責任の重すべきは我等が社會生活をなす上に於て一日もなかるべからざる所のものである。例へば彼の汽車、汽船、電車等の従事員が乗客の生命を預るも、學校教師が兒童生徒を預かるも其他日常諸般の取引事も皆な之れその人に責任感があればこそである。元來人は自己の自由意志に依つて他人と合議上契約其他の掛引事をなす者であるが、勿論その結果

については、良否相共にその責任を受くべきは當然である。然るに世には往々その結果の不良なるものを見ては、専ら利己主義の立場より、種々なる口實を設けてその責任を脱れんとし、乃至は之を他人に轉嫁して何等耻ぢないものがないではない。如斯は誠に卑むべき徒輩で、その人格の尊嚴を自ら破壊するものである。蓋し人格ある人は責任觀念に最も強い人を云ふのである。尙之を更言すれば責任觀念の強大なる人にして初めて道德的人格者たり得るのである。而して我等が自己の責任を自覺するといふことは、結局我等が當爲の觀念を意識する所に發する。吾等は今日自他共に相助け、社会的生活を營んでゐる。而してこの社會に對して我等は當さになすべき本務を持つてゐる。此の本務は何所までも實行すべきものである。こゝに我等は實行せねばならぬといふ責任觀念を起す事となるのである。元來社會の進歩し、その分化の複雑するに比例して社會に於ける各人の守るべき責任は益々必要の度を増加するものである。然るに一方には利己的個人主義の風潮等があつて、或は自己の責任を果さず、或

は無責任なる言動をなすものあるは誠に悲むべき事である。蓋し責任觀念の最も薄弱になつた一事は慥かに現今全世界を通じての一特長で、その原因は要するに誤つた自由思想とその權利思想とによるのであるが、更にその根底をなすものは、誤つた個人思想である、さればこれ等の誤謬を正し、責任主體たる人格觀念を確立し、その上に眞正なる自由思想並に權利思想等を養成し、以て責任を離れた、自由も權利も共にあり得ないことを充分に知らしめると同時に、他面人々をして實際上責任ある地位乃至境遇上に立たしめることも亦必要である。かくして責任尊重の風を養成したいものである。

【補】人格の意義並に其の重んずべき理由 人格とは、之を簡単に云へば人の人たる所以の資格である。即ち許言せば自己の思想、感情、行爲が自我によりて統一せられたる意識として發現する時は之を名づけて人格といふのである。されば何人も白痴、狂人等に非らざる限りは何れも人格を有する。従つて人は何人も人格者なりとの觀念に於ては全く同一であり、決して

年齢、地位、貧富、男女其他職業等の如何に依て區別せらるべき性質のものではない。さて古來人格の價値を主張して其の特に重すべき理由を絶唱した偉大なる人は實に彼の有名なる哲學者カントであつた。彼れは「人はその自分たると又他人たるとを問はず、凡べて之を目的として取扱ひ、決して手段として取扱つてはならぬ」と。然るに我國に於ては古來人格觀頗る薄弱にして、人格は他の手段乃至方便と見做さるゝ場合も決して少くなかつた。而かもその主要なる原因は、第一には我が國の家族制度であり、第二には封建制度の弊害である。即ち前者に於ては戸主、家長たる者の權利稍々もすれば強大にして、之れが爲め家族なる人々の人格は往々等閑視せらるゝ傾向があつた、例へば彼の長子相続法並に子女を藝娼妓に賣るが如きはそれである。次に後者に於ては士農工商の所謂階級制度が餘りに嚴格に失して、之れがため百姓並に町人等の人格は殆んど是認せられなかつた事は彼の「斬り捨て御免など」の言葉によつても明瞭である。尙ほ現代思想の焦點なる勞資問題の如きも、要するに資本主乃至企業家が一般勞働者の人格を無視する所にある。故に吾等は今後その公生活に於ては勿論その私的生活においても、今一層各人の人格を尊重する様にしなければならぬ。併し乍ら此の事は固より人格の形式

的方面についてのみ云ひ得るもので、決してその價値(本質的)内容までも同一平等であると云ふのではない。

【問題】 一、責任觀全養成の道如何。(三十九回)

- 一、國民道徳の見地より人格の重すべき理由をのべよ。(同)
- 一、責任の重すべき理由を同よ。(五十九回)

第九項

節制ヲ尙ヒ

【字解】 「節制」とは物事を「ホドホド」にすること、即ち自己の意志を以て、放恣に流るゝを防ぐをいふ。

【解釋】 節制とは古來、克己、節欲とも稱され希臘に於ては(一)智慧、(二)勇氣及、(三)正義と相並んでその四元徳に數へられ最も尊重せられた徳目であるが、その意義は時代に依り學者に依つて多少の相違がある。例へばプラトンは之に欲望統制の意味を與へ、特に本能、衝動の如き自然的傾向の抑制を以て節制と

した。然るにアリストテレスは身體的快樂の中庸情態を以て節制なりとした。之を要するに諺にも「過ぎたるは尙ほ及ばざるが如し」とある様に、凡べて物事は中庸、中和が第一である。かくの如く節制とは、理性によつて自己の欲望を制禦して適度ならしめることであるが、就中飲食物の分量は適度なるべく、たとへ如何に美味珍味なりとも妄りに過食して身體の健康を害してはならぬ、よく注意すべきである。

明治天皇の御製に

事そぎし昔の手振り忘るなよ

身のほどほどに家づくりりして

又昭憲皇太后の御歌にも

花の春紅葉の秋のさかづきも

ほど／＼にこそくま／＼ほしけれ

とある。

【補】節制の要(節制と禁忌及恣慾の區別) 性慾、飲食慾、其他直接身體上の原因から生ずる慾望、即ち、休息、睡眠等に關する慾望をば、合理的意志を以て制御する徳を節制と言ふのである。之等諸慾は到底、根絶せらるべきものではない。何故なればこれが根絶は死を意味するからである。否それ等は決してこれを根絶すべきではない。何故となればその正當な充足は能く健康を増進し、生命を保全し、而して永く人類種族を存続せしむる所以であるからである。唯之等は如何にも熾烈であつて、獨り食欲の性があるばかりでなく、他を排しても自ら取らうとする利己的傾向さへあるものである。之れ動々もすれば、合理的意志に反抗して人をして道德上並に法律上の罪惡を犯さしめる所以である。けだし人間罪惡の過半は是に基いて生ずるのである。(恣慾、即ち本能、満足主義)此の故に古より世の道德家、宗教家にして克己主義を主張するものは、之等諸慾を以て直ちに罪惡の根元となし、之を絶滅することを以て道德の本義となすものである。されど之は誤つてゐるのである。之等諸慾は自然のものであつて、これが正當な充足は不道德でもなければ不合法でもないのである。唯之等諸慾の奴隷たる所に種々の罪

悪が成立つのである。言換へれば、節制の徳を欠くからである。罪はこれ等諸徳に存しないので此の徳を欠く行爲者その人に存するのである。孟子が「養心莫善於家、徳」と云ひ、アリストテレスが、「節制とは肉體の快樂に對して中庸を守る習慣である」と云つたのは、何れも動かすべからざる眞理である。(深作安文著、實踐倫理要義)

【問題】

- 一、國民精神作興に關する圖書中の「責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ」の意義を説明し且つ之に就きて感ずる所をのべよ。(四十六回)
- 一、節制の徳の重すべき理由を説明せよ。(五〇回)
- 一、克己の徳の重すべき理由を説明せよ。(五十五回)

第十項

忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ

【字解】「忠孝」は忠義と孝行。

「義勇」は赤誠より出ずる勇氣、教育勸語の「義勇公ニ奉シ」の義勇に同じ。

「美ヲ揚ケ」「美」は美風、「揚ケ」は大いに發揚すること。

【解釋】之を通じて云へば、即ち

「天皇陛下に對して忠義をつくし、父母及祖先に對して孝行をつくす事と、而して一旦緩急ある場合に自己の一身一家を擲つて國家社會の公事に奉ずる事とは、共に我が國古來よりの美風美俗である、故に之を益々發揮發揚せよ」と云ふ御意である。(詳細は教育勸語を参照せよ)

第十一項

博愛共存ノ誼ヲ篤クシ

【字解】「博愛」は人間は勿論、禽獸草木等に至るまで之を博く愛すること、教育勸語の「博愛衆ニ及ホシ」の「博愛」と同じ。

「共存」は共存共榮のこと、即ち社會の人々が相互に助け合ふて生存することである。

「誼ヲ篤クシ」「誼」はよしみ、いたしみ、「篤クシ」は丁寧にすること。

【解釋】之を通じて謹解すれば本項は「博愛共存共榮の交誼を篤實にせよ」と云ふ

ことである。扱て博愛の意義、必要並にその實施上の諸注意等については前既に、之を「教育勅語」の際に述べたから、本項に於ては、主として後者即ち共存共榮についてのべる。さて「共存」とは人々が互に助け合ひ、持ちつゝ持たれつゝ、楽しく人生を生活して行くことであるが、その結果として社會は發達し進歩して行くものである、之を共榮といふ。元來社會は共同の權利と義務を以て成立してゐるものであるから、一人の病者不具者あれば社會はそれ丈け弱く且つ傷つけるものである。之れに反して一人にても社會的に強く且つ正しいものがあれば、矢張りそれ丈けその社會は強健であり、公正となるわけである。此の故に學問あるものは學問を以てし、財産あるものは財産を以てし、其他藝術、道德、宗教等に達せるものはみなそれ〴〵その長所とする所を以て社會國家に貢獻すれば、そこに共榮の理想は實現せられるわけである。

さて共存共榮の精神を具體的に實現したるものが即ち社會奉仕であり、公共事業であつて、之れみな「公益ヲ廣メ世務ヲ開ク」所以である。

尙ほ此の共存共榮の精神によつて生きる者は恰かも、他人のことを自分の事の如く自分の事を他人の事と同一視するが故に、所謂聯帶責任を以て社會上萬般の事に協同し且つ扶助する。従つてその國家社會の進歩發達は期して待つべきであるが、之に反するものは、利己主義個人主義となつて國家社會に及ぼす害毒は決して少くない。

(補) 公職、責任、共榮。此の三條目は、教育勅語にも戊申詔書にもない。然しその御趣旨は十二分に含まれてゐる。故に從來全然なかつたものを新に附加されたと言ふものではないが、それが近時の世相上特に必要となつたので表面に御出し述べられたものと拜察する次第である。

【問題】

- 一、國民道德の見地より博愛共存の重すべき理由を説明せよ。(四十一回)
- 一、國民精神作興に關する圖書中の「博愛共存ノ説ヲ寫クシ」の意義を説明し且つ之に就きて感ずる所を述べよ。(五十二回)
- 一、國民道德の見地より「共存共榮」の意義を説明せよ。(五十四回)

第十二項

入リテハ恭儉勤儉業ニ服シ産ヲ治メ

【字解】「入リテハ」は「出テテハ」に對する語即ち家に入りてはの義。

「恭儉」は恭敬、檢束、儉約のこと、教育勅語の「恭儉己ヲ持シ」の恭儉に同じ。

「勤敏」は物事に對して勤勉、敏捷の義。

「業ニ服シ」は各自の職業に服従すること。

「産ヲ治メ」「産」は財産即ち家産、「治メ」は作ることである。

【解釋】之を要するに本項は「家庭の人としては恭儉であり、又自己の職業に對してよく敏捷に而かも勤勉に働き、以て各自の家産を作れよ」との御意である。(詳細は「教育勅語」、恭儉己ヲ持シ、並に「戊申御書」忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メノ項を参照せよ)

第十三項

出テテハ「己ノ利害ニ偏セスシテカヲ公益世務ニ竭シ

【字解】「己ノ利害ニ偏セスシテ」は自分一個人の利害關係即ち欲得に偏らないでと云ふ義。

「公益世務」は教育勅語にもあるが如く、「公益」は社會一般の利益、「世務」は世の中に役く立つ種々の業務。

【解釋】本項は前項に對して社會の一員として「社會に出でては妄りに自分自身の利益損害のみを思はないで、廣く眼を國家社會の大局に注いで、而かも自己の力のあらん限り社會の利益並に幸福のためにつくし、且つそのために種々有益なる業務を起せよ」との御意である。(詳細は教育勅語、「公益ヲ廣メ世務ヲ開キ」の項参照)

【補】個人主義 (一)意義、等しく個人主義と云ふ中にもその種類が色々あつて一概には云へないが、要するに個人を第一義的として社會及國家等を第二義的と見做す點に於てはみな同一である。即ち精神的にも又物質的にも個人を以てその中心となし、その生存と發展と存続とを目的とするのが個人主義である。而して此の思想は既に古代希臘に於て見ることが出来るけれどもその時代においては未だに一個の主義として確立するに至らなかつた。此の主義の大いに勃興したのは、文藝復興乃至宗教改革期以後のことで、それ以來十八世紀まで殆んど三世紀の間歐洲の思想界を風靡してゐた。スピノザ、ホッボース、ヒューム、モンテスキュー、ルッソー、ニーチエ等はその代表者である。

(二)個人主義の根據、は所謂天賦人權説である。その要點は、第一、人は其の自然の状態に於ては平等である。神は人類に對して平等の權利を附與した。従つて各個人は自由に自己の能力